

## 平成 30 年御嵩町議会第 1 回定例会会議録

1. 招集年月日 平成 30 年 3 月 2 日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 平成 30 年 3 月 2 日 午前 9 時 議長宣告
4. 会議に付された件名
  - 報告第 1 号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更）
  - 議案第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
  - 議案第 3 号 平成 30 年度御嵩町一般会計予算について
  - 議案第 4 号 平成 30 年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について
  - 議案第 5 号 平成 30 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について
  - 議案第 6 号 平成 30 年度御嵩町介護保険特別会計予算について
  - 議案第 7 号 平成 30 年度御嵩町下水道特別会計予算について
  - 議案第 8 号 平成 30 年度御嵩町水道事業会計予算について
  - 議案第 9 号 平成 29 年度御嵩町一般会計補正予算（第 6 号）について
  - 議案第 10 号 平成 29 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
  - 議案第 11 号 平成 29 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
  - 議案第 12 号 平成 29 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
  - 議案第 13 号 平成 29 年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第 3 号）について
  - 議案第 14 号 御嵩町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第 15 号 御嵩町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第 16 号 御嵩町各種委員等給与条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第 17 号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第 18 号 御嵩町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第 19 号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第 20 号 御嵩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について
  - 議案第 21 号 御嵩町一般廃棄物埋立処分場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第 22 号 御嵩町小口融資条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 23 号 中濃地域農業共済事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議に  
ついて

議案第 24 号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

## 議事日程第1号

平成30年3月2日（金曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(1) 会期

(2) 会期及び審議の予定表

日程第3 町長の施政方針の発表

日程第4 諸般の報告

議長報告 1件

(1) 例月現金出納検査の結果について（報告）（平成29年11月分から平成30年1月分まで）

町長報告 1件

報告第1号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更）

日程第5 議案の上程及び提案理由の説明 23件

議案第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案第3号 平成30年度御嵩町一般会計予算について

議案第4号 平成30年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について

議案第5号 平成30年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第6号 平成30年度御嵩町介護保険特別会計予算について

議案第7号 平成30年度御嵩町下水道特別会計予算について

議案第8号 平成30年度御嵩町水道事業会計予算について

議案第9号 平成29年度御嵩町一般会計補正予算（第6号）について

議案第10号 平成29年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第11号 平成29年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

議案第12号 平成29年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第13号 平成29年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第3号）について

議案第14号 御嵩町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 御嵩町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 16 号 御嵩町各種委員等給与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 17 号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 18 号 御嵩町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

議案第 19 号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 20 号 御嵩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準  
を定める条例の制定について

議案第 21 号 御嵩町一般廃棄物埋立処分場の設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

議案第 22 号 御嵩町小口融資条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 23 号 中濃地域農業共済事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関  
する協議について

議案第 24 号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定  
について

日程第 6 議案の審議及び採決 6 件

議案第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案第 9 号 平成 29 年度御嵩町一般会計補正予算（第 6 号）について

議案第 10 号 平成 29 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）につ  
いて

議案第 11 号 平成 29 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）に  
ついて

議案第 12 号 平成 29 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

議案第 13 号 平成 29 年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第 3 号）について

---

出席議員（12名）

議長 山田儀雄	1 番 奥村雄二	2 番 安藤信治
3 番 伏屋光幸	5 番 高山由行	6 番 山口政治
7 番 安藤雅子	8 番 柳生千明	9 番 加藤保郎
10 番 大沢まり子	11 番 岡本隆子	12 番 谷口鈴男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	渡邊公夫	副町長	寺本公行
教育長	高木俊朗	総務部長	伊左次一郎
民生部長	加藤暢彦	建設部長	亀井孝年
教育参事兼 学校教育課長	山田徹	総務防災課長	須田和男
企画課長	小木曾昌文	環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長	山田敏寛
亜炭鉱廃坑 対策室長	鍵谷和宏	税務課長	中村治彦
住民環境課長	若尾宗久	保険長寿課長	日比野伸二
福祉課長	高木雅春	農林課長	可児英治
上下水道課長	大鋸敏男	建設課長	筒井幹次
会計管理者	佐久間英明	生涯学習課長	石原昭治

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	各務元規	議会事務局 書記	丸山浩史
--------	------	-------------	------

## 開会の宣告

議長（山田儀雄君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しています。

したがって、平成30年御嵩町議会第1回定例会は成立しましたので、開会をいたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、よろしくお願いをいたします。

企画課秘書広報係より撮影取材の依頼がありましたので、これを許可します。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いますので、よろしくお願いをいたします。

---

## 会議録署名議員の指名

議長（山田儀雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、11番 岡本隆子さん、12番 谷口鈴男君の2名を指名します。

---

## 会期の決定

議長（山田儀雄君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る1月30日の議会運営委員会において、本日より3月20日までの19日間と決めていただきました。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日より20日までの19日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思いますので、お願いをいたします。

---

## 町長の施政方針の発表

議長（山田儀雄君）

日程第3、町長の施政方針の発表を行います。

町長 渡邊公夫君。

#### 町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

新年度の始まりの準備をする大切な議会であります。本年度1年間、本当にお世話になりましたが、来年度また1年間、4月からよろしくお願ひしたいと思います。

平成30年度の私の施政方針のほうで皆さんにいろんな報告をしながら、行政、議会が手を携えて進んでいかなければいけないテーマが非常に多くございますので、その点の御理解、御協力をお願いしたいと思います。

御嵩町議会第1回定例会の開会に当たり、将来に向けて町が進むべき方向性や課題について述べさせていただきます。

東北地方を中心に未曾有の被害をもたらし、かけがえのない多くの命が失われた東日本大震災の発生から7年がたとうとしております。私たちは、あの震災による大きな犠牲のもと、心を痛め、多くのことを学びました。私といたしましても、町民の生命と財産を守る者として、災害に強いまちづくりに積極的に取り組んでまいりました。

本町の最重要課題である亜炭鉱廃坑対策においては、多くの場面で御嵩町の名を出し、その危険性を常々訴え続けてきました。その結果、防災モデル事業から防災対策事業となり、地下充填工事も順調に進んでおります。

また、東日本大震災の「釜石の奇跡」から学び、実践させていただいたこととして、高校生を貴重な戦力として捉え、平成29年度から高校生向けの防災アカデミー事業を行い、15名の防災リーダーが誕生しました。この高校生を対象にした防災リーダーを育成する事業は、平成30年度から県の事業として予算化されるとお聞きしております。

このように、防災・減災対策事業に真摯に取り組み、情報発信をし続けてきたことが国及び県から認められ、評価をいただき、後押ししていただけることは大変喜ばしく、関係性も確実に築き上げられてきていることを心強く思っております。今後も、震災だけでなく、風水害など万が一に備え、想定外を一つでも少なくできるよう努めていく覚悟で、先頭に立って行動してまいります。

4年に1度の冬のスポーツの祭典、平昌オリンピックが閉幕しました。政治色のあったオリンピックでありましたが、世界最高峰の選手が競い合う姿、最後まで諦めないひたむきな姿には、ただただ純粋に感動するばかりでした。日本のメダル獲得数も過去最多で、大変すばらしい結果でもありました。9日からは平昌パラリンピックが開会します。引き続き選手には一層の活躍を期待し、全ての人々に夢と希望を与えていただける大会になるよう願っております。

そして、2年後の東京オリンピック・パラリンピックには、日本人選手の躍動する姿を夢見ながら、期待を寄せるところであります。また同年、2020年秋には、60歳以上の国体とも言える「ねりんピック」が岐阜県で開催されます。過去には本町の選手が活躍した大会もあり、激励して送り出した町民も何人かお見えになります。本町では、これを機に大会の1種目を誘致できればと考え、手を挙げており、今月中にその結果が出されるようであります。決まりましたら、より楽しい大会を迎えられるよう準備をしまいたいと思っております。

ことは「動」の一年と位置づけ、はや2カ月が過ぎました。残り10カ月も職員とともに想像力を働かせ、知恵を絞り、汗を流し、町民の皆さんに喜んでいただけるよう事業を実施してまいります。また、議員の皆様からも新たなまちづくりに前向きな御提案をいただき、議論していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

昨年12月の定例会初日の冒頭、新庁舎整備特別委員会委員長より第2次中間報告として移転新築を決定して以降、建設候補地を顔戸グラウンドエリアと21号バイパスエリアの2カ所に絞り、何回にも及ぶディスカッションを重ねられ、またさまざまな視点からの評価をいただいた結果、全ての項目において21号バイパスエリアのほうが優位性が高いとされ、全会一致で特別委員会の結論としたとの報告をいただきました。私といたしましても、特別委員会の議論、結論を尊重させていただく形で、21号バイパスエリアに建設することを最終日に申し上げ、やっと現実的な一歩を踏み出し始めたと思っております。

平成30年度は、昨年当初から手がけている基本構想、基本計画をできるだけ早い時期に仕上げた上で、町民の皆さんにお示しし、御理解を得ていくとともに、まずは建設用地を確保するための作業、もろもろの手続きを進めてまいります。また、平成30年度を待たず、できることはすぐにでも取りかかってまいります。建設着手までにはまだまだ多くの課題がありますが、この一大プロジェクトが具体化するにつれ、議員の皆様にも御相談、御協力をお願いする機会がふえるかと思えます。本町の将来を見据え、町民の皆さんにとって親しみの持てる庁舎、災害に強い庁舎建設に向けて今後ともお力をおかりしたいと存じますので、よろしく願いいたします。

南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災対策事業では、限定充填工法以外の安全で効率性にすぐれた工法の検討を進めており、あゆみ館、中公民館において工法の実証試験を実施するために、空洞調査を実施してまいりました。その結果、中公民館では空洞は確認されず、あゆみ館において空洞が確認されたため、流動化処理工法による実証試験を実施することとなり、2月6日の第1回臨時会において工事請負契約の締結の議決をしていただいたところであります。

流動化処理工法については、平成24年度に流動化処理工法研究機構中部支部から、流動化処理工法による予防充填実証試験を比衣地区の民有地で実施するとの提案を受け、本町の職員

で組織する亜炭鉱廃坑対策検討プロジェクトチームと連携し、実施した経緯があります。

当時、亜炭鉱廃坑に起因する陥没被害は、平成 22 年 10 月に顔戸地内で発生した陥没を初めとし、大規模化、多発化の様相にあり、南海トラフ巨大地震が発生した場合、亜炭鉱廃坑に起因する陥没被害の拡大が懸念されることから、その予防策の構築が喫緊の課題となっていました。しかし、亜炭鉱廃坑に起因する陥没被害への対応は、陥没被害が発生した場合、特定鉱害復旧事業等基金により原状回復工事を行うことしかできないものであり、このような現状に風穴をあけようと、本町は予防充填への本気の姿勢を行動に示すため、提案のあった流動化処理工法の実証試験に取り組みましたが、新たな工法として実用に臨むには課題を残す結果となっていました。このような取り組みが新たな予防充填事業の足がかりとなり、それ以降も県及び町による実用化に向け調査・研究を続けたことにより、今回の流動化処理工法の実証試験に至ったものであります。

現在、亜炭鉱跡防災対策事業の空洞調査につきましては、西田地内の第 1 期②区域及び中公民館北側の第 2 期・第 3 期計画地において進めております。また、第 4 期計画地として、あゆみ館周辺の区域において空洞調査に着手するため、土地所有者から施工依頼書の提出を受けているところであります。

平成 30 年度当初予算につきましては、これら第 1 期計画地から第 4 期計画地の空洞調査及び防災工事の当該年度予算として 25 億円余りを計上しており、事業の前倒しに努力してまいります。また今後も、安全であることを絶対条件として、でき得る限り経費の削減に努め、同額予算で少しでも広い範囲の地下充填が実現できるよう努力してまいります。

平成 29 年度、国の地方創生推進交付金を活用して、みらいの「みたけ人（びと）」育成推進事業を進めてまいりました。これは、中・高校生を初め、若者や地域住民などの多世代が地元企業や活動団体とこの事業を通じて連携し、交流を深めることにより、当事者意識を持った人材を育み、地元で就職できる環境を創出し、あわせて地域資源を生かした地域産業の活性化を図ることとし、9つの事業を進めてきました。

具体的には、高校生を対象とした地域課題解決型キャリア教育、名鉄広見線や沿線の魅力の気づきと向上を目指した御嵩あかでんランド、ITを活用した地域資源や地元企業などのITプログラミング教室、空き家を活用したおもてなしを担う宿場町人材育成などを実施いたしました。これらの事業により、若者や地域住民が課題解決やまちづくりに対し積極的に提案を行い、そしてイベントに参画する姿があらこちらで見られるようになり、さらに空き家の活用に取り組む動きも出始めてきました。この取り組み状況や実績を踏まえ、成果を検証し、平成 30 年度につなげていくこととしております。

この地方創生推進交付金事業は、平成 29 年度から 3 年間継続的に進めていく計画で、平成

30 年度も予算計上しており、成果を検証して必要な改善を行い、進化させていきます。そして地元への愛着や誇りの醸成を図りながら、未来の御嵩町を担い、地元で活躍するみらいのみたけ人（びと）を育むことにより、御嵩創生総合戦略に掲げる住み続けたい、住んでみたいまちを目指していきます。

名古屋鉄道株式会社との運営に関する協定が平成 30 年度で 3 年間の満了となり、平成 31 年度以降についての枠組みを決める重要な時期となっています。昨年 8 月に、本町と可児市の全域を対象とした住民アンケート調査を実施しました。その結果、運行継続は必要とする割合は全体で約 72%と、依然多くの方が運行の継続を望んでいます。さらに、この「運行継続は必要」と「どちらともいえない」とした方のうち、今後も費用負担は必要とする割合は約 94%と高い結果になりました。本町と可児市にとって尊重しなければならない重い結果と受けとめ、名古屋鉄道株式会社との協議を進めてまいります。

利用者数に下げどまり感は見られるものの、依然、少子化が進展していく中、厳しい状況に変わりなく、この利用者数を維持すること、さらに上乘せしていくことは、市・町の関係者や住民の皆さんが一緒になって、これまで以上に効果的な取り組みを進めていく必要があります。

先月、2月 17 日に、小・中学生や高校生などを初め多くの方にお越しいただき、名鉄広見線利用促進大会を開催しました。この大会では、名鉄電車沿線をめぐる電車で行こう会の取り組みが平成 30 年度中に 100 回を迎える名鉄広見線を守ろう会の活動や、広見線沿線の魅力を伝え高める御嵩あかでんランドの活動、名鉄広見線の歴史や支える人々と地域を知る校外学習に取り組んでいる伏見小学校の活動、名鉄広見線沿線の活動をニュースレターにて紹介した 3 つの高校に通学する高校生の活動など、それぞれ力強く発表されました。そして「広見線を本気で考え、広見線で地域を元気にする」と題して、名古屋大学大学院教授 加藤博和先生に講演を行っていただきました。この地域における必要な社会インフラとして、またまちづくりに欠かすことができない名鉄広見線の重要性やその役割について、改めて皆さんと認識を共有することができました。

今後は、名鉄広見線活性化協議会に参画する関係機関を初め、市・町民の皆さんそれぞれが主体者であるという認識のもと、名鉄広見線活性化計画の施策を進めてまいります。

本町が環境モデル都市に選定され、5 年が経過いたしました。平成 26 年 3 月に策定した御嵩町環境モデル都市行動計画の短期的に取り組む施策は平成 30 年度までの計画であり、町内の温室効果ガス排出量を平成 21 年度比で 10%削減することを 5 年間の目標として掲げ、取り組んでおります。森林整備、公共交通の推進及び環境モデル都市間の交流などの取り組み、そして災害時のエネルギー供給におけるリスクに適応するまちづくりは、国から高い評価を得

ているところであります。

廃棄物部門では、家庭におけるごみの排出削減や分別、資源の再利用により減少傾向である一方、産業部門では、企業の工場進出、稼働の増加、経済の活性化などにより、本町の製造業の出荷額は増加の傾向であることは大変喜ばしいことではありますが、それに伴い、温室効果ガス排出量は増加傾向にあります。また家庭部門では、総世帯数の増加などの要因により、温室効果ガス排出量は増加傾向にあると分析しております。

このような現状と各施策の進捗状況や達成度を勘案し、現計画の見直しを実施するほか、国の地球温暖化対策なども加味した次期行動計画を平成 30 年度に策定し、平成 31 年度からの具体的な施策を立て、長期目標の達成を図りたいと考えております。次の時代においても環境に対する配慮を当然のこととし、環境に寄り添った良好な生活が営まれることを願い、引き続き環境モデル都市として環境施策の推進に努めてまいります。

御嵩町観光基本計画については、スタート年度としてこの 1 年間取り組んでまいりました。この計画推進スケジュールでは、いわゆるまちづくり会社の設立が 1 年目の主たる項目でありましたが、1 件のまちづくり会社が設立されました。まちづくり会社には、民間の力を發揮していただき、地域のマネジメントをしながら、観光を新しい産業として事業化を進めていただくことを大いに期待しております。このまちづくり会社設立により、観光基本計画推進のスタートラインに立てたと感じているところであります。

これまで町民の皆さんの御尽力により、本町の観光資源は保全され、観光資源を生かした地域の活性化という思いは継続されてきました。この基盤に加え、これから必要とされるのは新たな展開であります。考え方は、これまでの歴史に新たなアイデアをつけ加えることと御理解いただきたいと思います。

御嶽宿につきましては、平成 29 年度取得しました柏屋を、御嶽宿に滞在していただくための宿泊施設として、既存の建物を活用できないかの協議を重ねております。その際、重要なのは、その宿泊事業が将来まで継続され、観光産業化の一翼を担うことができるかどうかであります。計画のスケジュールでは、宿泊施設は平成 31 年度が計画年度でありますので、平成 30 年度は柏屋の活用についてめどを立てたいと考えております。計画の実現に向け、町民の皆さんとともに本気で取り組んでいくということですので、皆さんの御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

御嶽宿観光の目玉と言える本町の誇る願興寺、この本堂修理事業には総事業費約 13 億円を見込んでおり、事業主体を願興寺として平成 29 年度から本格的に事業が始まりました。昨年 12 月 28 日には事業の設計監理を委託する公益財団法人文化財建造物保存技術協会と契約し、本年 2 月 23 日に本堂の解体及び仮設を行う第 1 期工事を株式会社中島工務店と契約しまし

た。今後の予定では、今月中に支障となる樹木伐採を行い、平成 30 年度は解体修理に係る仮設として願興寺を囲う素屋根を建設します。平成 32 年度に解体が完成した後、修理を行う第 2 期工事を発注し、平成 38 年に事業が完成する見込みであります。

この事業には、官の組織である御嵩町国指定重要文化財願興寺本堂修理等検討委員会が、昨年 12 月 20 日に御嵩町国指定重要文化財願興寺本堂修理委員会と、検討から実現へと移行し、解体修理の方法や契約、経理について調査並びに審議をしていきます。また民の組織として、御嵩町国指定重要文化財願興寺本堂修理保存会が、願興寺の負担金おおむね 1 億円を集めるため、協力していただく会員募集及び寄附金を集める活動を行っております。郷土の誇る願興寺を後世に残していくため、官民の組織が連携して事業を推進していきますので、町民を初め多くの皆さんには貴重な文化財の保護・保存の大切さを御理解いただき、地域文化の振興のため御支援、御協力をよろしくお願いいたします。

農業体験は、それを通じて日ごろ食している農産物の生産現場への関心を高め、栽培方法について理解を深めるだけでなく、農産物が自然の恵みであること、さらには生産に携わる人々のさまざまな活動に支えられていることを実感していただく上で非常に効果的であります。また、これから新規に就農したいと思われている方のうち、農業経験が全くない方に対しては、まずは農業とはどういうものかをしっかりと知っていただく必要があります。それには、実際に体験し、職業としての農業が自分に合っており、続けられるかどうかをしっかりと見きわめていただくことが重要であります。さらに、農業体験で本町へ滞在する機会を通じて、自然が豊かな本町のよさを感じていただければ、将来の移住定住にもつながります。

こうした農業体験を目的とした滞在・宿泊を行うための拠点である農業体験施設を整備することとして、津橋地内の築 140 年の古民家を改修して生かすことを決定しました。現在、施設を改修するための土地・建物の買収と測量設計を完了しており、周囲の景観に合わせ、古民家の風合いを大切にしたい建物として改修します。地元である津橋自治会へは、既に施設の改修の説明に加え、施設運営への協力を依頼しているところであります。

そのほかにも、この施設を運営していくには、さまざまな方の協力が必要であります。農業体験では、地域で専業農業を営んでいる方、また宿泊施設の運営の一手法として、2月に設立されたまちづくり会社の活用も視野に入れております。

平成 30 年度中には、施設の改修工事に必要な予算を計上しております。農業体験施設として、新規就農や移住定住を促進させる機能を兼ね備えた施設となるよう、平成 31 年度のオープンを目指し、今後もさらに運営手法について検討してまいります。

町民の主体的な健康づくりの推進と、特定健診等の受診率向上を図り、健康寿命の延伸と健康の保持増進を目指すために、みたけ健康ポイント、通称「みたポン」をこの 4 月から実施い

たします。本町主催のイベントや特定健康診査、がん検診などの健康づくり事業への参加や、本町に登録した団体が実施するスポーツ活動に参加するごとに、みたポンカードに健康ポイントをためていきます。30 ポイントたまったら、それを1口として応募していただき、応募者の中から抽せんで賞品を贈呈させていただきます。この事業を通じて、一人でも多くの町民の皆さんが楽しく健康づくりに取り組んでいただくことで、いつまでも元気に暮らせるよう応援してまいります。

平成 32 年度から第 2 期に入る子ども・子育て支援事業計画を平成 30・31 年度 2 カ年で策定いたします。平成 30 年度は現状とニーズを把握するためのアンケート調査を、平成 31 年度は、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援事業の量を見込み、確保の内容、実施時期などを定めてまいります。

子ども・子育て支援事業計画は、5 年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画で、子供の最善の利益が実現される社会を目指すとの考えを基本とし、障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子供やその家族を含め、全ての子供や子育て家庭を社会全体で支援することを目的に計画づくりに取り組んでまいります。

全国的に子供の貧困問題が社会問題となっている中、近年、本町でも子育ての孤立化などに伴う子育ての悩み相談や、児童虐待への対応件数が例外なく増加しており、相談内容も複雑化、長期化しております。これらの問題の根源には、世代を超えた貧困または虐待の連鎖が少なからず影響を及ぼしており、今後も影響を及ぼすことになると感じております。子供の将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子供の貧困対策は極めて重要であります。

子供の貧困の実態は、見えにくく、捉えづらいと言われます。子供の貧困対策を推進し、支援を必要とする子供たちに支援を確実に届けるための施策を立案するために、子供の生活環境や家庭の実態の現状を把握する必要があると考え、国の地域子供の未来応援交付金を活用し、平成 30 年度に本町の実態調査を実施させていただきます。今後、この調査の結果を公表し、施策案を次期子ども・子育て支援事業計画に兼ねた計画として策定してまいります。

国民健康保険制度は、我が国の国民皆保険を支える重要な基盤となる医療保険制度ですが、他の医療保険制度と比べて、その構造的な課題により、財政基盤は非常に脆弱なものになっています。この状況を踏まえ、医療保険制度の安定化を図るため、国民健康保険制度改革に伴い、平成 30 年 4 月から市町村とともに県も保険者となり、財政運営、国保事業の健全な運営についての主体となります。本町としても適正な事務、効果的な事業に具体的に取り組

み、国民健康保険税の上昇を抑制できるよう、新たな制度の中での国民健康保険の安定化を図ってまいります。

我が国の平均寿命が延び続け、今や人生 100 年時代と言われる中で、団塊の世代の方々が 75 歳以上の後期高齢者となる 2025 年以降を見据えて、誰もが住みなれた地域の中で自分らしく人生を全うできる地域社会を目指して、地域包括ケアシステムの構築、いわゆる支え合いのまちづくりを進めてまいります。平成 30 年度より取り組む第 7 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、住民の健康寿命の延伸を目指して、地域の住まい、医療、介護、予防、生活支援などのサービスをそれぞれの実情に合わせた形で連携させて、一体として提供できる仕組みづくりを行います。

支え合いには、自助、互助、共助、公助という形がありますが、2025 年を迎えるに当たっては、住民間のつながりが希薄な都市部と違い、本町においては今なお各地域の中に残っている住民間のつながりを生かして、お互いに助け合う互助の役割が大きくなります。そのために、それぞれの地域の中で当たり前のように行われている支え合いを掘り起こし、他の地域に波及させていく、またそれぞれの地域の課題を見つけ、解決に向けて取り巻く人や資源をつなぎ合わせていくための協議体が平成 29 年度から動き出しました。

平成 30 年度は、地域の支え合い活動と、協議体の活性化のかなめとなる生活支援コーディネーターを新たに配置し、本町全体で支え合いのまちづくりに取り組んでまいります。そのために、平成 30 年度当初予算には生活支援コーディネーター事業に係る予算を介護保険特別会計当初予算に計上しております。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育行政における責任体制の明確化や、迅速な危機管理体制を構築するために、新教育長体制がスタートして 1 年がたとうとしています。教育委員会では、21 世紀御嵩町教育夢プランに基づき、町の教育が目指す人間像として、みんなで学び合う姿、助け合い思いやる姿、健康で磨き合う姿等を目指し、学校教育、家庭教育、社会教育の諸施策を推進して、本町の皆さんが笑顔いっぱいになるよう引き続き努めてまいります。

学校教育につきましては、国の次期学習指導要領の改訂において、新しい時代に必要となる資質・能力を、1. 知識、技能の 2 点、2. 思考力、判断力、表現力の 3 点、3. 学び合う力、人間性の 2 点、これらを多面的に捉え、教科を超えて教育課程全体を通じて育成する方向性が示されました。また、主体的、対話的で深い学びの実現を目指した授業改善の視点も重要とされております。その中で、本町の英語、外国語教育につきましては、3 年目となります外国語教育推進事業のさらなる充実を図ってまいります。特に、東濃高等学校に在籍する英語が堪能な外国籍生徒と小・中学校の児童・生徒の交流活動を行い、英語に親しみ、積極的にコミ

コミュニケーションを図る児童・生徒の育成に努めてまいります。

人権教育につきましては、特別な教科として、新年度から始まる道徳の授業を着実に進めるとともに、「ひびきあいの日」や御嵩町子どもの笑顔づくりサミットを中心とした取り組みの充実、家庭、地域との連携を通じて、命を大切にする心や他を思いやる心、郷土を愛する心、自立の心などを育み、豊かな心を育ててまいります。

健康教育につきましては、歯・口の健康や食生活などの生活習慣の確立に向けた指導を徹底し、生涯にわたって心身ともに健康で明るい生活を送ることができる力を育ててまいります。

教育環境の整備につきましては、小学校に引き続き、中学校パソコン教室へのタブレット端末の導入や、御嵩小学校の空調設備整備のための実施設計、向陽中学校テニスコート整備改修のほか、トイレ洋式化工事や屋上防水工事などの環境整備、維持補修に順次取り組んでまいります。

また、地域に開かれた学校運営につきましては、上之郷小学校に続き、新たに上之郷中学校と伏見小学校で学校運営協議会が設立される見込みであり、今後は地域とともに学校づくりを行うコミュニティスクール化が進む予定であります。

平成30年度予算について述べさせていただきます。

一般会計の予算額は91億1,200万円であり、前年度と比較して35.6%の増であります。特別会計、水道事業会計を合わせた総額は149億1,800万円で17.7%の増となっており、2年目を迎えて本格化する亜炭鉱跡防災対策事業費が予算額全体を押し上げております。

次に、一般会計予算の主な特徴を中心に説明申し上げます。

歳入につきましては、町税が、個人分、法人分を合わせた町民税の増加を見込み、町税全体で前年度比0.5%増の23億7,364万7,000円を見込んでおります。また、国庫支出金については、社会保障費の増加を見込み、民生費国庫補助金・負担金を1,634万6,000円増額したほか、インフラの整備などに充てる防災・安全交付金6,947万円などを計上しております。町債につきましては、臨時財政対策債3億円のほか、滞在型農業体験施設整備事業に充てる辺地対策事業債など、交付税算入率の高い地方債を活用し、総額で4億5,160万円を計上しています。

続きまして、歳出予算について申し上げます。

今回の当初予算では、新庁舎等の整備に向けた基本設計の予算など7,494万3,000円を計上したほか、先ほど申し上げました亜炭鉱跡防災対策事業費として25億20万9,000円を計上しています。また、みたけ健康ポイント事業として62万7,000円を計上したほか、これまでの調査結果などを反映した亜炭鉱空洞深度分布図も掲載し、全ての世帯に配布する防災ハザードマップ作成事業費として378万円の予算を計上しています。さらに、本格化する願興寺本堂修

理事業への補助金 1,074 万 8,000 円を計上したほか、改修工事に着手する滞在型農業体験施設整備事業費 4,487 万 9,000 円など、みたけの魅力を磨く地方創生事業費に総額で 6,093 万円を計上しています。

平成 30 年度は、新庁舎の整備、亜炭鉱跡防災対策事業の 2 大事業を推進し、人・暮らしに優しく、まちを元気にする施策を進めてまいります。

最後に、平成 29 年度一般会計補正予算関連について若干御説明させていただきます。

今回の補正は、年度末を迎え、事業費の確定もしくは決算見込みによる歳入歳出予算の増減が主なものとなっております。

まず歳入についてですが、決算見込みにより、町税全体で 800 万円を増額、ふるさとみたけ応援寄附金を 1,500 万円減額しております。昨年判明しました福祉医療費高額療養費未請求による多額な損失に対して、関係した複数の職員の全額補填による高額医療費補填金として 1,082 万 6,000 円を追加しております。そのほか、高額医療費過年度分戻入金 1,516 万 2,000 円を増額、亜炭鉱跡防災対策事業助成金 6,022 万 8,000 円の減額など、諸収入全体で 3,398 万 8,000 円を減額しております。

歳出におきましても、決算見込みにより、民生費で 1,824 万 8,000 円を増額したほか、農林水産業費で 954 万 9,000 円、土木費で 1,273 万 2,000 円を減額したほか、亜炭鉱跡防災対策事業費の年割り額を変更し、平成 30 年度に組み替えることにより、消防費を 6,022 万 8,000 円減額しております。

これらのほか、繰越明許費の設定、債務負担行為及び地方債の補正を行い、補正予算の総額としましては歳入歳出ともに 5,891 万 5,000 円の減額となっております。

今回提案いたしますのは、人事案件 1 件、平成 30 年度の一般会計及び特別会計、企業会計の当初予算 6 件、平成 29 年度一般会計及び特別会計に関する補正予算 5 件、条例関係が 10 件、そのほかの議決案件 1 件、報告 1 件、都合 24 件であります。後ほど担当から詳細について御説明申し上げます。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

長時間、御清聴ありがとうございました。

**議長（山田儀雄君）**

ただいま発表のありました施政方針に対し質問のある方は、3月5日の午後5時までに通告書により事務局まで提出していただくようお願いをいたします。

---

**諸般の報告**

**議長（山田儀雄君）**

日程第 4、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります緑色の諸般の報告書つづりをごらんください。

例月現金出納検査の結果について、平成 29 年 11 月分から平成 30 年 1 月分までの報告であります。

以上の 1 件が議長宛てにありました。その写しを配付させていただき、議長報告にかえさせていただきます。

以上で議長報告を終わります。

続きまして、町長報告を行います。

報告第 1 号 専決処分の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 大鋸敏男君。

#### 上下水道課長（大鋸敏男君）

皆さん、おはようございます。

それでは私のほうから、報告第 1 号 専決処分の報告をさせていただきます。

諸般の報告つづり 1 ページをお開き願いたいと思います。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分をいたしましたので、同条第 2 項の規定により報告をするものでございます。

平成 29 年御嵩町議会第 3 回定例会で議決された工事請負契約の一部変更について、平成 30 年 2 月 9 日付で専決処分をいたしましたので、御報告させていただきます。

契約の目的、下水道管渠改築第 7 期工事。

契約の金額、既決額 6,048 万円に 143 万 8,560 円を増額し、6,191 万 8,560 円に変更するものでございます。

変更理由としましては、西田団地内で進めております下水道管の管渠改築工事におきまして、施工路線を 1 路線追加し、管渠延長が 21 メートル増加したこと。それに伴い、マンホール接続部耐震化工が 2 カ所増加したことによるものでございます。

契約の相手方としましては、岐阜県可児郡御嵩町比衣 433 番地、株式会社御嵩重機建設、代表取締役 吉田廣美でございます。

資料つづり 34 ページに工事請負変更契約書、35 ページに施工追加箇所的位置図を添付しておりますので、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上で専決処分の報告を終わらせていただきます。

---

#### 議案の上程及び提案理由の説明

議長（山田儀雄君）

日程第5、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に上程されました議案第2号から議案第24号までの23件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件23件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

議案第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

副町長 寺本公行君。

#### 副町長（寺本公行君）

それでは、議案第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明申し上げます。

議案つづり1ページをお願いいたします。

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき、法務大臣から委嘱を受け、広く人権問題に関する相談事業、啓発事業などを行っていただいております。御嵩町からは5名の方が委嘱されておりますが、そのうち3名の方が6月30日をもって任期満了となります。

なお、任意満了日について補足説明をさせていただきます。従来、人権擁護委員の委嘱については1月、4月、7月、10月の年4回実施していましたが、昨年、平成29年7月から1月、7月の年2回に統合されました。今回再任を予定しております3名の方の任期満了日は、本来、平成30年3月31日でありましたが、この統合により3カ月延長され、平成30年6月30日が任期満了日となっております。

それでは、3名の方の氏名などを説明させていただきます。小川文甫さん、昭和20年8月7日生まれ、御嵩町御嵩1377番地1。安藤栄子さん、昭和24年10月21日生まれ、御嵩町顔戸992番地2。鍵山博之さん、昭和29年2月23日生まれ、御嵩町小原5856番地1であります。

以上3名の方に再任をお願いし、引き続き活動していただきたいと考え、推薦させていただきますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員推進候補者に対し議会の意見を求めるものであります。

なお、任期は平成30年7月1日から3年であります。

資料つづり1ページから3ページにかけて推薦候補者の履歴書を掲載しております。お目通しの上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長（山田儀雄君）

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は10時10分といたします。

午前9時55分 休憩

---

午前10時10分 再開

**議長（山田儀雄君）**

休憩を解いて再開をいたします。

引き続き議案の説明を行います。

当初予算について行います。

議案第3号 平成30年度御嵩町一般会計予算について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 須田和男君。

**総務防災課長（須田和男君）**

おはようございます。

それでは、議案第3号 平成30年度御嵩町一般会計予算について御説明いたします。当初予算の概要につきましては先ほど町長の施政方針で、また主要な施策につきましては既に各常任委員会協議会におきまして担当課より説明しており、今定例会においても常任委員会に付託される予定でありますので、余り重複しないよう、予算書と附属書類を中心に御説明をさせていただきます。

それでは、予算書の青色のページをおめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億1,200万円と定める規定をしております。各款項ごとの予算額につきましては、2ページから7ページの第1表 歳入歳出予算によりますので、お目通しをお願いいたします。

第2条の債務負担行為、第3条の地方債につきましては、それぞれの表で説明をさせていただきます。

第4条では、一時借入金の最高額を8億円とすること。

第5条では、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定に基づく歳出予算の流用に関する特例について規定しております。

それでは、予算書8ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為について御説明申し上げます。設定件数は4件、事項ごとに事業期間及び限度額を明記し、将来の経費支出の前提となる債務を定めたものであります。

固定資産評価業務は、平成33年度の評価替えに向けて、30年度から3カ年をかけて土地の評価、評価システムの改修等、土地の現況資料の全面的な見直しをする業務で、平成32年度

までの限度額を1,690万円としております。

次の岐阜県議会議員選挙管理執行事業は、平成31年4月執行予定の岐阜県議会議員選挙に伴うポスター掲示板の借り上げ料や設置費等について30年度から準備を進める必要があることから、31年度にかけて120万円の限度額を計上しております。

子ども・子育て支援事業計画策定業務は、子ども・子育て支援法に基づき、平成32年度から36年度までの5カ年計画を策定するもので、平成30年度から31年度にかけて策定するため、270万円の設定をお願いするものです。30年度はニーズ調査、31年度に計画策定を予定しております。

次の給食センター調理等業務は、平成30年7月をもって現委託契約が終了するため、新たに33年度までの3年間の業務委託契約を締結するため、1億4,070万円の債務負担行為の設定をお願いするものです。

見開きの下の表、9ページをお願いします。

第3表 地方債です。30年度は全部で9件、合計では29年度より1,000万円多い4億5,160万円の借り入れを予定しております。

滞在型農業体験施設整備事業は、津橋地内に取得した古民家を農業体験を目的とした宿泊可能な家屋に改修する工事のため4,130万円。

可児川防災等ため池組合負担金負担事業は、県営柿下ため池改修工事に伴う本町の負担金に充てるため340万円。

観光施設等整備事業は、謡坂地内の諸之木峠にトイレを建設する事業費に充てるため890万円。

境界地橋梁維持管理負担金負担事業は、可児市が実施する平貝戸橋及び歩道橋の修繕工事に對する本町の負担分として1,170万円。

地方道路等整備事業は、グリーンテクノみたけを南北に走る町道御嵩151号線と、小原から前沢へ通じる上之郷142号線の舗装補修工事に充てるため3,190万円。

橋梁整備事業は、美佐野高橋と顔戸地内の藤塚橋などの橋梁補修工事費として560万円。

河川改修事業は、井尻川改修事業費に充てるため4,230万円。

水道管路耐震化事業は、長岡・城町地内で施行する水道管の耐震化に伴う一般会計出資金として650万円。

最後の臨時財政対策債は、平成30年度は3億円の借入限度額を計上しております。

起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

14ページから掲載の歳入及び歳出明細につきましては、この後、附属書類で説明いたしますので、済みません、先に予算書109ページをお開きください。

給与費明細書であります。特別職は、長等及び議員については、給与改定もしくは議員共済会への負担率の減により、わずかに増減しておりますが、その他の特別職において、少人数学級の非常勤講師が2人から1人となったことなどによりまして、全体で354万円の減額となっております。一般職は、次の110ページに掲載しておりますが、再任用職員の2名の増のほか、昇給や会計間の人事配置の変更等により952万円の増額となっております。

以下、職員手当の内訳、次のページは給与の増減額の明細、給料等の状況、給料等級別職員の構成、昇給や手当の内訳など114ページまで人件費の明細を掲載しております。後ほどのお目通しをお願いいたします。

115ページをお願いします。

継続費に関する調書となります。亜炭鉱跡防災対策事業に係る継続費について、20年度の支出見込み額、30年度以降の支出予定額をお示しする調書となっております。ちなみに、平成29年度までの支出見込み額3億5,637万9,000円は、この後御説明する平成29年度一般会計補正予算（第6号）の補正後の継続費と突合させております。

116ページは、債務負担行為に関する調書です。7件の債務負担行為について平成30年度以降の支出予定額をお示ししております。

117ページをお願いします。

平成28年度決算値をベースに、後ほど御説明する一般会計補正予算（第6号）を反映させた地方債の平成29年度末現在高見込みと、平成30年度当初予算を反映した30年度末現在高見込みをあらわした調書になります。

一番下の合計欄、平成29年度末現在高見込み額と、右端の30年度末現在高見込み額をごらんいただきますとおわかりのとおり、30年度末も29年度末とほぼ同額の残高となるよう予算を組み立てております。

次に、平成30年度御嵩町歳入歳出予算附属書類に基づいて説明をさせていただきます。

申しわけありません、附属書類のピンク色の表紙をおめくりいただき、1ページをお願いします。

平成30年度会計別予算総括表であります。そのうち、一般会計の予算総額は91億1,200万円、前年度と比較すると23億9,200万円の増、率にして35.6%の増加となっております。また表の一番下、全ての会計を合わせました総計をごらんいただきますと、予算の総額は149億1,800万円、前年度と比較しますと22億4,080万円の増、率にして17.7%の増となり、いずれも過去最大の予算規模となりました。

2ページをお願いいたします。

一般会計歳入予算のうち、前年度予算と比較しまして増減額の大きなものを中心に説明いた

します。

款 01 町税は、電子たばこの普及などの影響からか、たばこ税の減収などが見込まれるものの、個人所得の増加など、29 年度の実績見込みに基づく増収を見込み、前年度より約 1,240 万円増額の 23 億 7,364 万 7,000 円。

款 07 ゴルフ場利用税交付金は、今年度の決算見込みから、1,500 万円減額の 1 億円を見込んでおります。

飛びまして、款 10 地方交付税は、普通交付税の減収はあるものの、最近の特別交付税の交付実績を加味し、合わせて 4,600 万円増額の 13 億円。

款 12 分担金及び負担金は、私立保育料、共和中学校基盤整備負担金などの増額を見込み 5,866 万 6,000 円。

款 17 寄附金は、29 年度のふるさと納税の実績見込みから、1,500 万円減額の 2,010 万円を見込んでおります。

款 18 繰入金は、庁舎整備に係る基本設計等を初め、都市計画関連の都市計画基本図の修正、都市計画基礎調査の実施など、例年になく大きな業務の追加により、財政調整金からの繰り入れを大きくふやしたほか、他の基金を目的に沿った事業費に充当するため、全体で 1 億 1,735 万 4,000 円増額し、2 億 6,268 万 4,000 円の繰り入れとしております。

款 20 諸収入は、平成 30 年度分の亜炭鉱跡防災対策事業助成金を計上した関係で、21 億 7,978 万円増の 25 億 6,883 万 4,000 円、歳入全体の 28.2%を占めております。

次の 3 ページが歳出比較表になります。

款 02 総務費は、非常用発電機の設置工事や、ふるさとみたけ応援寄附金の減収見込みによる返品や基金積立金の減額はあるものの、新庁舎整備に係る建築、道路、造成の基本設計や滞在型農業体験施設の整備、老朽化に伴う電話交換機の取りかえや北庁舎の防水工事など、現庁舎の維持管理に要する経費の計上により、前年度より約 1 億 330 万円増の 11 億 4,545 万 8,000 円。

款 03 民生費は、みたけ会館の耐震補強実施設計費の計上や、自立支援給付費の大幅な増額、子ども・子育て支援事業計画の策定や子供の生活実態調査費用の計上などにより、3,196 万円増額の 21 億 7,552 万 7,000 円。

款 04 衛生費は、30 年度より実施するみたけ健康ポイント事業に係る経費や、可茂衛生施設利用組合斎場建設費負担金を大幅に増額しておりますが、し尿、じんかい、不燃物処理に係る負担金も大きく減額されたため、前年度と比較し 571 万 2,000 円減額の 4 億 9,983 万 3,000 円。

一つ飛びまして、款 06 農林水産業費は、山田南部地区のパイプライン敷設に伴う負担金

や、林地台帳の作成業務委託など、新たな事業費を計上しておりますが、みたけの森の施設整備事業の完了により、全体では約 2,600 万円減の 1 億 9,023 万 1,000 円。

款 07 商工費は、諸之木峠のトイレの整備のため、約 1,660 万円増の 5,179 万 2,000 円。

款 08 土木費は、平貝戸橋の修繕負担金や南山トンネルの点検業務、都市計画基本図の修正、都市計画基礎調査の実施など、新規事業の追加によりまして約 8,140 万円増の 9 億 1,463 万 4,000 円。

款 09 は、10 年ぶりに防災ハザードマップを各世帯に配布するための印刷製本費の新規計上のほか、亜炭鉱跡防災対策事業の事業量の大幅な増によりまして、消防費全体では約 21 億 8,500 万円増の 28 億 4,756 万 9,000 円、一般会計の 31.3%を占める予算となっております。

款 10 教育費は、29 年度、小学校のパソコン教室のタブレット化を行いました。30 年度は中学校のパソコン教室のタブレット化に伴う予算、また願興寺本堂修理に対する補助金や、薬師祭礼伝承のため映像記録として残すための事業費など、約 400 万円増の 6 億 8,934 万 4,000 円。

款 12 公債費は、元利償還金の減により 4 億 7,848 万 5,000 円。

款 13 諸支出金は、水道管路の耐震化に対する出資金や、経営戦略策定のための補助金など、水道事業会計への支出が主なものとなっております。

4 ページをお願いいたします。このページは、一般会計、特別会計、企業会計の歳出予算の科目別性質別の内訳であります。

次の 5 ページは、同じく各会計の歳出予算の財源内訳表であります。

ページをおめくりいただきまして、6 ページから 9 ページまでは一般会計の人件費等の明細表であり、備考欄には報酬、賃金の内容が載せてございます。

10 ページは、過去 10 年間の当初予算の規模の推移表であります。

11 ページは、実質公債費比率の推移に関する調査表でございます。

資料を変えまして、次にオレンジ色の表紙の資料、事業別予算説明書であります。一般会計の支出予算科目ごとに財源内訳、主な内容等を掲載しております。

それから黄色の表紙のものは、主要施策の概要であり、各課係別に主要な事業の概要を載せてございます。

以上、3 件の附属書類に関し大まかに説明させていただきましたが、いずれの書類も予算書の内容を補完する資料であります。後ほどのお目通しをお願いいたします。

以上で議案第 3 号 平成 30 年度御嵩町一般会計予算についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（山田儀雄君）

議案第4号 平成30年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、議案第5号 平成30年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第6号 平成30年度御嵩町介護保険特別会計予算について、以上3件について、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 日比野伸二君。

#### 保険長寿課長（日比野伸二君）

それでは、議案第4号、第5号、第6号について御説明いたします。

初めに、議案第4号 平成30年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

持続可能な医療保険制度の構築を目指し、平成30年度より国民健康保険制度改革により岐阜県も保険者となり、国保の財政運営の中心的役割を担うこととなります。今年度は新たな国民健康保険制度の中で初めての予算となります。

それでは、予算書の119ページをお願いします。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億7,300万円と定める規定をしています。各款項ごとの予算額につきましては、120ページから123ページの第1表 歳入歳出予算によりますので、お目通しをお願いします。

なお、国民健康保険制度改革に伴い、歳入で4つ、歳出で5つの款を廃止し、歳出で1つの款を新設しております。

125ページ、126ページは、歳入歳出予算事項別明細書です。歳入歳出とも前年度当初予算に比べ3億7,000万円、14.5%の減となります。

詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書で説明いたしますので、125ページをお願いします。

歳入からですが、初めに款01国民健康保険税につきましては、合計で3億9,313万2,000円、被保険者数の減少等により、昨年度に比べ9,607万2,000円、19.6%の減となっています。新たな制度の中においても、保険税収入は国民健康保険運営の根幹となります。被保険者の皆様に保険制度の周知と御理解をいただきながら、引き続き税収の確保に努めてまいります。

款03 県支出金につきましては、制度改革に伴い、新たに交付される保険給付費等交付金により、出産育児一時金、葬祭費を除いた保険給付費の財源となり、給付金額の全額が県から交付されます。国庫負担金減額措置対策費補助金と合わせて16億3,873万8,000円です。

款05 繰入金につきましては、保険税軽減による保険基盤安定繰入金など1億2,648万3,000円となり、前年度より3,717万9,000円の減となっております。

款06 繰越金につきましては、前年度の決算を見込みまして、前年度と比べ578万6,000円

増の 1,077 万 3,000 円を計上いたします。

続きまして、歳出について説明いたします。

126 ページをごらんください。

款 02 保険給付費ですが、一般被保険者及び退職被保険者等の療養給付費、療養費、高額療養費など過去の実績と今後の動向を見込み、合計で 16 億 1,165 万 4,000 円、前年度と比べ 3,670 万 9,000 円の増となります。

款 03 国民健康保険事業費納付金は、制度改正に伴い新たに新設されたもので、県によって算定された国民健康保険事業費納付金を県に納付するもので、5 億 504 万円を計上しております。

款 04 保健事業費につきましては、国民健康保険被保険者の健康寿命の延伸を図るため、健診、保健指導等を行います。疾病の予防、早期発見の鍵となる健康診断の受診率の向上のため、今年度は自己負担金、健康診断料助成の見直しを行っております。今後のより効果的な保健事業実施のための診療報酬明細書データ分析委託などもあわせ、2,749 万 8,000 円を計上いたします。

なお、予算書の 127 ページから 142 ページまでが明細書となっております。

歳入歳出予算の附属書類につきましては、主要施策の概要つづり 39 ページから 41 ページが関係分となっておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第 5 号 平成 30 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

予算書の 145 ページをお願いいたします。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 1,070 万円と定める規定をしています。各款項ごとの予算額につきましては、146 ページ、147 ページの第 1 表 歳入歳出予算によりますので、お目通しをお願いします。

149 ページ、150 ページは、歳入歳出予算事項別明細書です。歳入歳出とも、前年度当初予算に比べ 470 万円、2.3%の増となっています。

詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書で説明いたしますので、149 ページをお願いいたします。

歳入ですが、初めに款 01 保険料は 1 億 4,558 万 7,000 円で、全体の 69.1%を占め、前年度より 513 万 5,000 円の増額となっています。後期高齢者医療の保険料率は、岐阜県の広域連合により 2 年ごとに見直しされております。今回見直しが行われ、平成 30 年度からの 2 年間は均等割額が 4 万 1,214 円、所得割率が 7.75%となっております。御嵩町の 75 歳以上の被保険

者数はこの1月末現在で2,643人と、昨年に比べ58人増加しておる状況でございます。

款03 後期高齢者医療広域連合支出金につきましては、ぎふ・すこやか健診、ぎふ・さわやか口腔健診、訪問歯科健診の健診費に対する広域連合からの委託金として543万5,000円を見込んでおります。

款04 繰入金につきましては5,639万7,000円で、前年度より189万7,000円の増額です。事務費やすこやか健診等、保健事業費及び保険基盤安定負担金の広域連合への負担分に係る一般会計からの繰入金です。

款06 繰越金は、前年度の決算を見込みまして322万2,000円を計上いたしました。

続きまして、歳出について説明いたします。

150ページをお願いいたします。

款01 総務費は、一般管理費と徴収費で合計323万6,000円です。

款02 後期高齢者医療広域連合納付金につきましては1億9,814万3,000円で、全体予算の94%を占めており、昨年度と比べ621万8,000円の増となります。これは広域連合への保険料や事務費などの負担金です。

款03 保健事業費は、ぎふ・すこやか健診、ぎふ・さわやか口腔健診、歯科訪問健診に係る事業費等で、事業費全体で604万円、昨年度より8万4,000円の増額となります。

款04 の諸支出金100万1,000円は、過年度保険料などの還付金を予定しております。

款05 予備費は228万円を計上いたしました。

なお、予算書の151ページから155ページまでが明細書となっております。

歳入歳出予算の附属書類につきましては、主要施策の概要つづり41ページに関係分がありますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第6号 平成30年度御嵩町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書の157ページをお願いいたします。

第1条第1項で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億6,400万円と定め、第2項で、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ630万円と定める規定をしています。

158ページをお願いします。

保険事業勘定と介護サービス事業勘定の合計は16億7,030万円で、前年度に比べ2.9%、4,710万円の増となっております。各事業勘定の各款項ごとの予算額につきましては、159ページから163ページまでの第1表 歳入歳出予算によりますので、お目通しをお願いいたしま

す。

御嵩町の介護保険を取り巻く状況ですが、65歳以上高齢者、第1号被保険者数は2月1日現在で5,526人と、昨年より97人の増加、また要介護認定者数は要支援1から要介護5までの合計で934人、昨年より1人ふえております。これにあわせて介護サービスの受給件数、それに伴う介護給付費も今後も引き続きふえ続けていくことが予測されております。

詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書にて説明いたしますので、165ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳入から説明いたします。

款01 保険料は、特別徴収及び普通徴収分、合わせて3億9,792万1,000円を見込んでおり、予算全体の23.9%を占めています。平成30年度は第7期介護保険事業計画の初年度となり、保険料の改定が行われたこともあり、前年度より5,345万2,000円の増額でございます。

款03 国庫支出金は、介護給付費の居宅分20%、施設分15%の国庫負担金と、調整交付金、地域支援事業に係る補助金と合わせて3億6,233万4,000円、前年度より635万7,000円の減額となっております。

款04 支払基金交付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料として、給付費の27%ですが、4億2,758万1,000円で、前年度より464万1,000円の減額となっております。

款05 県支出金につきましては、負担金が給付費の居宅分12.5%、施設分17.5%などで、補助金と合計で2億3,661万1,000円、前年度より765万3,000円の増額となります。

款06 繰入金は、一般会計からの介護給付費12.5%の繰入金や事務費繰入金などで2億3,233万6,000円で、前年度より196万6,000円の減額です。

また、款08 繰越金につきましては611万円を計上しております。

続きまして、歳出について説明いたします。

166ページをお願いいたします。

款01 総務費は、事務費や賦課徴収費、認定費などで合計で2,239万6,000円、前年度と比べ524万6,000円の減額となっております。

款02 保険給付費は、訪問、通所、短期入所などの居宅サービスや各種の施設サービス、そして介護予防などのサービス事業費、審査手数料、高額介護サービス費の合計で15億5,850万5,000円です。前年度と比べ4,463万5,000円の増額を見込みました。この科目だけで歳入予算全体の93.7%を占めております。

款04 諸支出金は、例年発生いたします前年度の介護保険事業精算に伴う償還金と過誤納金の還付金ですが、前年度と同額の160万円を計上しております。

款05 地域支援事業費は、要支援者の訪問・通所の居宅サービス費などの介護予防、日常生

活支援総合事業経費、筋トレや高齢者ボランティアポイントなどの一般介護予防事業経費と、配食サービスや寝たきり高齢者の介護者手当や、生活支援コーディネーター事業などの包括的支援・任意事業の経費として8,014万7,000円、前年度比710万3,000円の増額となっています。

なお、予算書の167ページから178ページまでが明細書となっております。

続きまして、介護サービス事業勘定について説明いたしますので、185ページをお願いいたします。

ここからは、要支援1・2の方を対象に地域包括支援センターが介護予防プランを作成する事業所としてのサービス勘定であります。

初めに、歳入の款01サービス収入ですが、要支援認定者のサービスプラン作成による介護報酬サービス収入として619万8,000円、前年度比16万2,000円の増額となっています。

186ページをお願いいたします。

歳出の款01事業費381万3,000円は、介護予防プラン作成などの居宅介護支援事業費です。昨年度より16万2,000円の増額です。

款02諸支出金247万7,000円は、保険事業勘定への繰出金です。

介護サービス事業勘定全体では630万円、前年度に比べ10万円の増額となっています。

なお、予算書の187ページから188ページまでが明細書となっております。

なお、歳入歳出予算の附属書類につきましては、主要施策の概要つづり42ページから46ページが介護保険特別会計の関係分となっておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で議案第4号平成30年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、議案第5号平成30年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第6号平成30年度御嵩町介護保険特別会計予算について、以上3件の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長（山田儀雄君）

議案第7号平成30年度御嵩町下水道特別会計予算について、議案第8号平成30年度御嵩町水道事業会計予算について、以上2件について、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 大鋸敏男君。

#### 上下水道課長（大鋸敏男君）

それでは、議案第7号、議案第8号について御説明申し上げます。2件とも主要な項目を中心に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、議案第7号平成30年度御嵩町下水道特別会計予算について御説明申し上げます。

す。

予算書 189 ページをお願いいたします。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 億 7,300 万円とする旨規定しております。

第 2 条の地方債は、第 2 表で説明させていただきます。

第 3 条では、一時借入金の最高額を 2 億円とすることを、第 4 条は、歳出予算の流用に関する規定を定めております。

2 枚おめくりいただきまして 193 ページ、第 2 表 地方債をお願いいたします。

起債の目的別には、公営企業会計適用事業として 610 万円、公共下水道建設事業分として 1 億 990 万円、流域下水道事業負担金分として 110 万円、合わせて 1 億 1,710 万円の起債限度額を設定しております。起債の方法、利率、償還方法につきましては、後ほどお目通しいただきたいと思います。

続きまして 195 ページ、歳入歳出予算事項別明細書をお願いいたします。

まず、歳入でございます。

款 01 分担金及び負担金 759 万 3,000 円は、農地の宅地化等に伴う受益者負担金及び水道事業会計からの人件費負担金でございます。宅地開発の増加等に伴いまして、前年度比 144 万 6,000 円の増となっております。

款 02 使用料及び手数料 1 億 9,338 万円は、主に下水道使用料で、接続世帯数の増加見込み等によりまして前年度比 783 万円の増を見込んでおります。

款 03 国庫支出金 4,450 万円は、下水道整備事業に対する国からの補助金でございます。補助対象事業量の減により、前年度より 2,385 万円の減額としております。

2 つ飛びまして、款 06 繰入金は 4 億 8,322 万 2,000 円となり、一般会計繰入金、基金繰入金、合わせて前年度より 608 万 6,000 円の増額でございます。

1 つ飛びまして、款 08 諸収入 1,190 万 6,000 円は、木曾川右岸流域下水道事業建設負担金の過年度調整金が前年度同様の還付となり、指定店登録手数料の増により 5 万円の増額でございます。

款 09 町債は、第 2 表で説明しましたとおり 1 億 1,710 万円で、前年度比 1,970 万円の増額としております。

以上、歳入合計といたしまして 8 億 7,300 万円、対前年度比で 1,700 万円の増額としております。

196 ページをお願いいたします。

歳出の主なものを御説明させていただきます。

款 01 下水道事業費の 3 億 8,014 万 9,000 円の内訳としまして、下水道管理費としまして、

流域下水道への維持管理負担金やポンプ施設の監視管理委託料などの減額。

また、下水道施設費では、公共下水道工事や流域下水道事業建設負担金、下水道工事に伴います地下埋設物等移転補償費の増額などで、1,216万3,000円の増額となっております。

1つ飛びまして、款03公債費の4億8,943万2,000円は、下水道事業債の元金及び利子の償還金で、482万9,000円の増額となっております。

款04予備費でございますが、341万8,000円を計上させていただき、歳出合計を歳入同様8億7,300万円、対前年度比1,700万円の増額としております。

予算書197ページからは、ただいま御説明いたしました歳入歳出の明細となっております。

ページを飛びまして、209ページをお願いいたします。

起債残高につきましては、調書のとおり、平成29年度末で52億3,456万4,000円、30年度末で49億6,945万7,000円と減少していく見込みとなっております。

また、附属資料としましては、主要施策の概要つづり47ページに事業の概要を掲載しておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

以上で議案第7号平成30年度御嵩町下水道特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第8号平成30年度御嵩町水道事業会計予算について御説明申し上げます。

予算書の211ページをお願いいたします。

第1条は、当会計予算を定める総則でございます。

第2条で、30年度の業務の予定量を規定しております。給水件数は6,500件、年間総給水量を204万立方メートル、1日平均給水量は5,589立方メートルを見込んでおります。

主な建設改良事業としましては、送配水管及び施設改良事業、水道施設等耐震化事業を進めてまいります。送配水管及び施設改良事業につきましては、中央監視盤の一部更新工事など、水道施設等耐震化事業につきましては、重要給水管施設として、長谷送水ポンプ場から送木、川南を經由し、上之郷中学校までの配水管を耐震化するもので、平成30年度から34年度までの5年間で交付金を活用して耐震化事業を行うものでございます。

212ページをお願いいたします。

第3条は、収益的収入及び支出の予算額を定めております。

収入の第1款水道事業収益としまして6億1,200万円を計上いたしました。

第1項の営業収益の4億7,840万3,000円は、水道使用料のほか、受託工事収益や下水道利用収納業務の負担金等が主なものでございます。

第2項の営業外収益の1億3,357万7,000円は、長期前受金戻入及び一般会計補助金が主なものでございます。

次に支出です。

第1款水道事業費用として6億1,200万円を計上しております。

第1項の営業費用の5億8,748万7,000円は、県水受水費、施設の修繕費、施設の監視管理や料金収納事務の委託料、減価償却費などが主なものとなっております。

第2項の営業外費用の1,826万5,000円は、企業債利息の支払いや消費税を計上しております。

第3項の特別損失は、昨年同様、過年度損益修正損の100万円を計上しております。

213ページに移りまして、第4条では、資本的収入及び支出の予算額を定めております。

収入の第1款資本的収入としまして7,100万円を計上しております。

第1項の出資金650万円は、一般会計からの出資金で、水道管路耐震化事業出資金です。

第2項の負担金5,100万円は、給水申込金、国・県改良工事や下水道関連等の工事負担金を予定しております。

第3項の県支出金1,350万円は、水道管路耐震化事業の県補助金でございます。

次に、支出の第1款資本的支出として2億6,700万円を計上しております。

第1項の建設改良費2億4,700万9,000円は、送配水管改良事業に2,520万円、中央監視盤更新工事に9,800万円、水道施設等耐震化事業に5,500万円ほどを見込んでおります。

第2項の償還金1,999万1,000円は、企業債元金の償還金でございます。

なお、第4条本文中括弧書きに記載しておりますとおり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する1億9,600万円は、過年度分損益勘定留保資金6,797万1,000円、当年度分損益勘定留保資金9,210万円、減債積立金1,999万1,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,593万8,000円で補填するものでございます。

214ページをお願いいたします。

第5条で、一時借入金の限度額を5,000万円と定めております。

第6条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について、第7条は、議会の議決を経なければ流用できない経費を定めております。

第8条は、一般会計から補助金額を420万円とすること、第9条は、棚卸資産の購入限度額を500万円と定めるものでございます。

215ページからは予算実施計画、218ページからは給与費明細書となっております。

223ページからは、平成30年度の予定貸借対照表と注記、228ページからは、平成29年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書並びに注記を示しております。

235ページからは、予算実施計画明細書でございます。先ほど御説明いたしました事業のほか、科目ごとの事業費について御説明をさせていただいております。

241 ページをお願いいたします。

平成 30 年度の予定キャッシュ・フロー計算書になります。1 の業務活動によるキャッシュ・フロー、最上段に示しておりますとおり、平成 30 年度の純利益は 694 万 2,000 円を見込んでおります。

また、附属資料といたしまして、主要施策の概要つづり 48 ページに主要な事業概要を示しておりますので、後ほどあわせてお目通しいたいただきますことをお願い申し上げます。

以上で議案第 8 号 平成 30 年度御嵩町水道事業会計予算についての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

#### 議長（山田儀雄君）

次に、補正予算について行います。

議案第 9 号 平成 29 年度御嵩町一般会計補正予算（第 6 号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 須田和男君。

#### 総務防災課長（須田和男君）

それでは、議案第 9 号 平成 29 年度御嵩町一般会計補正予算（第 6 号）について御説明をいたします。

補正予算書つづりのピンク色の表紙をおめくりいただきまして、1 ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、年度末の補正であり、事業費の確定、今後の収入・支出の見込みの精査などによる増額または減額補正が主なものとなっております。

初めに、第 1 条では、既決の予算総額から 5,891 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 68 億 3,057 万 1,000 円とする旨規定しております。各款項ごとの補正額につきましては、2 ページから 5 ページの第 1 表 歳入歳出予算補正によりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

第 2 条は継続費の補正、第 3 条は繰越明許費、第 4 条は債務負担行為の補正、第 5 条は地方債の補正に関する規定でございます。

第 2 表 継続費の補正について御説明させていただきますので、6 ページをお願いいたします。

亜炭鉱跡防災対策事業につきましては、平成 32 年度までの継続費を設定しておりますが、本年度実施しました中公民館とあゆみ館の地盤脆弱性調査の完了により、事業費が確定したこと。また、この調査の結果、中公民館地下に亜炭空洞が確認されなかったことにより、予定していた中公民館の防災工事費を減額したため、合わせて 6,022 万 8,000 円を 29 年度の年割り

額から減額し、同額を 30 年度の年割り額に上乘せする変更でございます。

ページをおめくりいただきまして 7 ページ、第 3 表は繰越明許費です。

まず、1 番目の個人番号カード関連事務交付金は、国において 29 年度予算の繰り越しが行われる見込みのため、町におきましても国から提示されていた 183 万 6,000 円を繰り越しするもの。

2 番目の御嵩町都市計画基礎調査解析及び都市計画マスタープラン改訂支援業務は、現在策定中の新庁舎整備基本構想並びに基本計画と都市計画マスタープランとは整合性を図る必要があることから、契約額 680 万 4,000 円を全額 30 年度に繰り越すものでございます。

8 ページ、第 4 表は債務負担行為の補正です。

平成 29 年度、30 年度で策定する地域福祉計画策定業務について、年度間の業務内容の割り振りを変更したため、後ほど歳出にも出てきますが、29 年度予算を 6 万 9,000 円減額し、30 年度の限度額に同額を増額させていただくものでございます。

9 ページ、第 5 表は地方債の補正で、表に掲げる 3 事業合わせて 1,020 万円について、借入れの取りやめ、廃止をさせていただきます。

可児川防災等ため池組合負担金負担事業は、国庫補助の採択等により、負担金の歳出予算を減額することとなりましたので、負担金の財源として予定しておりました借入れを廃止。

観光施設等整備事業は、辺地債により謡坂地内の諸之木峠にトイレと展望台の整備を予定しておりましたが、展望台の工事を先送りしたことにより、展望台分の設計委託料が起債の対象外となったこと等によりまして借入れを廃止するもの。

それから河川改修事業は、本年度予定しておりました井尻川改修事業に係る土地購入費や補償費について、29 年度の事業遂行は困難と判断し、歳出予算を皆減することとしたので、予定しておりました起債についても廃止するものです。

12 ページをお願いします。

まず、歳入の主なものについて御説明をさせていただきます。

款 01 町税の項 01 町民税から項 04 たばこ税までは、決算見込みによる増減で、合わせて 800 万円の増額を見込んでおります。

13 ページの款 14 国庫支出金の項 01 国庫負担金、項 02 国庫補助金とも、説明欄にあるそれぞれの事業について所要額がほぼ固まってまいりましたので、負担金、交付金、補助金の増額もしくは減額をさせていただきます。

款 15 県支出金の項 01 県負担金、目 01 総務費県負担金は、11 月 1 日付の県からの派遣職員の異動に伴い、相互派遣職員の給与に差額が生じたため、33 万 8,000 円を増額。

同じく目 02 民生費県負担金は、いずれも所要額の見込みに基づくものでございます。

14 ページの下の表、項 02 県補助金、目 02 民生費県補助金、節 02 児童福祉費補助金の説明欄の 2 段目、第 3 子以降保育料無償化事業費補助金と、表の一番下、目 07 教育費県補助金の節 01 教育総務費補助金の説明欄に同じ名称の補助金を皆増しておりますが、これらは 29 年度に新設されました県単独の補助金で、民生費のほうは保育所に対するもの、教育費は幼稚園に対する交付が確定しましたので、新規に計上しております。その他の補助金、交付金につきましては、実績見込み額に基づきまして増額もしくは減額をしております。

15 ページの 2 段目の表、款 16 財産収入は、有価証券売却収入として 1,000 円を計上しております。これは、名鉄の株につきまして 5 株を 1 株とする株式併合に伴い、端数株式の売却をいたしましたので、1,000 円を計上しております。

次の款 17 寄附金は、ふるさとみたく応援寄附金が当初の見込みよりかなり少ない状況から、1,500 万円を減額。

款 18 繰入金の目 01 財政調整基金繰入金は、財源調整により 322 万 8,000 円の繰り入れ減をしております。

その下、目 04 ふるさとみたく応援基金繰入金は、子育てガイドブックの作成にとうしん地域振興協力基金助成金を充てたため、26 万 2,000 円の減額でございます。

16 ページ真ん中の表、款 20 諸収入の目 05 雑入、節 01 総務費雑入は、福祉医療費に係る高額療養費未請求による損失分の補填分 1,082 万 6,000 円を増額、皆増です。節 02 民生費雑入は、同じく高額療養費未請求分のうち、過去の未請求分も含め過年度分戻入金として 1,516 万 2,000 円を増額するものと、先ほど触れました子育てガイドブック作成に係るとうしん地域振興協力基金助成金 26 万 2,000 円の皆増でございます。節 07 消防費雑入は、継続費の補正で御説明しましたとおり、亜炭鉱跡防災対策事業の 29 年度事業費の減額によりまして、30 年度へ予算移行する 6,022 万 8,000 円について助成金収入を減額しております。

款 21 町債につきましては、第 5 表 地方債補正で御説明したとおりでございます。

17 ページからは、歳出でございます。

議会費を飛びまして、款 02 総務費、項 01 総務管理費、目 01 一般管理費は、ふるさとみたく応援寄附金の減収に伴う返品等の減額や、県派遣職員の異動による人事交流負担金の減額など、全体で 1,230 万 9,000 円の減額。

目 09 環境モデル都市推進費は、わいわい館と向陽中の燃料電池、給水管破損に伴う修繕料の増額と、太陽光発電補助金の実績見込みによる減額など、合わせまして 77 万 6,000 円の減額。

目 16 基金費は、庁舎整備基金への積み増し、寄附の減収を見込んだふるさとみたく応援寄附金の積立額の減、それから高額療養費未請求による職員の補填金収入を福祉向上基金へ積み

立てるなど、合わせて2,529万5,000円の増額。

18 ページへ入りまして2段目の表、款03 民生費、項01 社会福祉費、目01 社会福祉総務費は、債務負担行為の補正をお願いしましたとおり、地域福祉計画の29年度分の予算額を6万9,000円減額するものでございます。

次の目02 国保年金事務等取扱費、目05 介護保険費、目06 福祉医療費は、いずれも決算見込みによる増減でございます。

目07 老人憩いの家管理費は、水道管破損に伴う水道使用料、修繕料、合わせて33万8,000円の増額。

目08 後期高齢者医療費、19 ページへ参りまして、目10 障がい福祉費につきましても、繰出金額の決定や給付費の決算見込みによる増減でございます。

同じく民生費の項02 児童福祉費、目01 児童福祉総務費は、ぽっぽ館の給湯器が故障したことによる漏水のため水道使用料の増額と、給湯器、それからエアコンの故障に伴う修繕料など、合わせて153万9,000円の増額。

目02 児童運営費は、節13 委託料で、人事院勧告による委託単価の増額及び処遇改善加算の増額に伴う運営委託料の増額。節19 負担金、補助及び交付金では、園児数や一時保育受け入れ人数の増加に伴う民間保育園運営補助金の増額によりまして569万3,000円の増額。

目05 放課後児童クラブ運営費は、8月からの御嵩小学校の支援員の増員によりまして、臨時職員賃金の増額が主なものとなっております。

20 ページ、款04 衛生費は、浄化槽の整備基数の確定見込みによりまして、設置補助金581万5,000円の減額。

款06 農林水産業費、項01 農業費は、実績見込みによる機構集積協力金補助金の減額と、可児川防災等ため池組合が行う事業費の確定等に伴いまして負担金の減額をさせていただいております。

1つ飛びまして一番下、款07 商工費は、地方債補正でも御説明しましたとおり、起債発行を取りやめたことによる財源内訳の変更でございます。

21 ページ、款08 土木費の項01 土木管理費と、その下の表、項02 道路橋梁費は、いずれも決算見込みによる減額でございます。

項03 河川費は、井尻川改修事業に関する土地購入費、補償費の予算を皆減するとともに、財源としておりました地方債も皆減しております。

22 ページ、項04 都市計画費、目01 都市計画総務費は、節13 委託料で、契約実績に基づき都市計画マスタープラン改訂支援委託料を100万円減額し、全額を30年度へ繰り越すほか、節19 負担金、補助及び交付金で、耐震補強工事補助金などの実績見込みによる減額によりま

して、全体合わせまして 415 万円の減額。

款 09 消防費は、継続費の補正でも御説明しましたとおり、亜炭鉱跡防災対策関連事業費 6,022 万 8,000 円を減額しまして 30 年度へ移行するものでございます。

23 ページ、款 10 教育費、項 01 教育総務費、目 02 事務局費は、実績見込みにより、私立幼稚園奨励費補助金が不足すること等によりまして 144 万 6,000 円の増額をお願いいたします。

項 02 小学校費、目 01 学校管理費は、御嵩小学校の漏水対応のための水道使用料、修繕料、調査手数料、合わせて 170 万円の増額。

目 02 教育振興費は、健診等の委託料、要保護・準要保護児童の就学援助費などの扶助費の実績見込みによりまして 122 万 1,000 円の減額でございます。

項 03 中学校費も、小学校費と同様、健診等の委託料や、特別支援教育奨励費の実績見込みによりまして、47 万 2,000 円の減額でございます。

24 ページ、項 04 生涯学習費、目 05 文化財維持費は、願興寺本堂修理事業において 29 年度の事業内容を変更したため補助金を減額するなど、合わせて 77 万 4,000 円を減額しております。

25 ページには、特別職の給与費明細書をお示ししております。表の一番下段、比較欄のその他の特別職で職員数が 9 名減っておりますが、今回の補正におきまして都市計画審議会委員報酬を皆減したことによるものでございます。

26 ページは継続費の進行状況等に関する調書を、27 ページには債務負担行為の支出予算額に関する調書を、28 ページには地方債の年度末現在高の見込みに関する調書を添付しておりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

以上で議案第 9 号 平成 29 年度御嵩町一般会計補正予算（第 6 号）について説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

#### 議長（山田儀雄君）

議案第 10 号 平成 29 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、議案第 11 号 平成 29 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、議案第 12 号 平成 29 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、以上 3 件について、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 日比野伸二君。

#### 保険長寿課長（日比野伸二君）

それでは、議案第 10 号、第 11 号、第 12 号について御説明いたします。

初めに、議案第 10 号 平成 29 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について御説明いたします。

補正予算書つづりの中の黄色の表紙をめくっていただき、1ページをお願いいたします。

今回の補正は、年度末の補正でもあり、歳入では国・県の負担金や交付金の交付決定などに伴う補正です。また歳出は、保険給付費の年度内支払い見込み等に伴う補正などでございます。

初めに、第1条で、8,433万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億4,951万8,000円とする旨を規定しています。各款項ごとの補正額につきましては、2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正によりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

5ページをお願いいたします。

まず、歳入について説明させていただきます。

1段目の款03 国庫支出金、項01 国庫負担金、目03 特定健康診査等負担金は、交付申請等により35万3,000円の減額。

2段目の項02 国庫補助金は、財政調整交付金の交付決定通知などにより2,338万6,000円の増額。

3段目の款04 療養給付費交付金、項01 療養給付費交付金は、変更決定通知により1,710万5,000円の減額。

4段目の款05 前期高齢者交付金、項01 前期高齢者交付金は、交付決定通知により6,343万4,000円の増額です。

6ページをごらんください。

款06 県支出金、項01 県補助金は、財政調整交付金等の交付決定通知により437万1,000円の増額です。

2段目の項02 県負担金は、特定健診負担金の交付申請により、35万3,000円の減額となります。

3段目の款07 共同事業交付金、項01 共同事業交付金は、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金の交付額決定により、合わせて1,507万9,000円の減額となります。

4段目の款09 繰入金、項01 他会計繰入金は、保険基盤安定繰入金の繰入額決定による増、出産育児一時金の見込みによる減、財政安定化支援金の繰入基準額通知による減、合わせて603万6,000円の増額となります。

7ページをごらんください。

項02 基金繰入金は、歳入不足に伴う基金の取り崩しで2,000万円の増額となります。

続きまして、歳出の詳細について説明いたします。

8ページをごらんください。

上段の款 02 保険給付費、項 01 療養諸費は、支出状況の精査により、目 01 一般被保険者療養給付費が 1 億 5,710 万円の増額、目 02 退職被保険者等療養給付費が 2,900 万円の減額、目 04 退職被保険者等療養費が 30 万円の減額、目 05 審査支払手数料が 60 万円の減額で、合わせて 1 億 2,720 万円の増額となります。

下段の項 02 高額療養費は、療養諸費と同じく、支出状況の精査により、目 01 一般被保険者高額療養費が 5,250 万円の増額、目 02 退職被保険者等高額療養費が 380 万円の減額、合わせて 4,870 万円の増額となります。

9 ページをごらんください。

1 段目の款 02 保険給付費、項 04 出産育児諸費は 336 万 2,000 円の減額、2 段目の項 05 葬祭費は 50 万円の増額であります。それぞれ療養諸費と同じく、支出状況の精査によるものです。

3 段目の款 07 共同事業拠出金、項 01 共同事業拠出金は、目 01 高額医療共同事業医療費拠出金及び目 04 保険財政共同安定化事業拠出金の額確定により、合わせて 8,284 万 9,000 円の減額です。

10 ページをごらんください。

上段の款 08 保健事業費、項 01 保健事業費は、特定健診、特定保健指導の支出見込みなどにより 225 万 4,000 円の減額です。

下段の款 11 予備費ですが、収支見込みによる調整として 359 万 8,000 円の減額となります。

以上で国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第 11 号 平成 29 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について説明いたします。

補正予算書つづりの薄紫色の表紙をめくっていただき、1 ページをお願いいたします。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額から 707 万 3,000 円を増額し、総額を歳入歳出それぞれ 2 億 1,430 万 6,000 円とする旨を規定しています。各款項ごとの補正額につきましては、2 ページ、3 ページの第 1 表 歳入歳出予算補正によりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

それでは 5 ページをお願いいたします。

歳入から説明いたします。

1 段目の款 01 保険料、項 01 後期高齢者医療保険料は、決算見込みにより、目 01 後期高齢者医療保険料特別徴収分が 849 万 1,000 円の減額、目 02 後期高齢者医療保険料普通徴収分が 1,604 万円の増額、合わせて 754 万 9,000 円の増額です。

2 段目の款 03 後期高齢者医療広域連合支出金、項 01 委託金は、保健事業の旅費として 2 万 6,000 円の増額です。

3 段目の款 04 繰入金、項 01 一般会計繰入金は、保険基盤安定負担金の交付決定により、50 万 2,000 円の減額です。

続きまして、歳出の詳細について説明いたします。

6 ページをごらんください。

1 段目の款 02 後期高齢者医療広域連合納付金、項 01 後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料等負担金の決算見込みにより 704 万 7,000 円の増額です。

2 段目の款 03 保健事業費、項 01 健康保持増進事業費は、すこやか健診、さわやか口腔健診や訪問口腔健診の決算見込みにより、65 万円の減額です。

3 段目の款 04 諸支出金、項 01 償還金及び還付加算金は、過年度の保険料の還付見込みにより、50 万円の増額です。

4 段目の項 02 繰出金は、一般会計で支出した旅費について委託金の対象となったことから、相当額を一般会計に繰り出すもので、2 万 6,000 円の増額となります。

7 ページをごらんください。

款 05 予備費ですが、収支見込みによる調整として 15 万円の増額となります。

以上で後期高齢者医療特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第 12 号 平成 29 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について御説明いたします。

補正予算書つづりのオレンジ色の表紙をめくっていただき、1 ページをお願いいたします。

第 1 条で、保険事業勘定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 5,102 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 17 億 3,064 万 5,000 円とする旨を規定しています。

今回の補正は、歳入においては県・国支払基金の交付決定等に伴う増額、歳出においては決算見込みによる保険給付費、地域支援事業費の増に伴う増額補正であります。保険事業勘定の各款項ごとの補正額につきましては、2 ページ、3 ページの第 1 表 歳入歳出予算補正によりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

5 ページをお願いいたします。

まず、歳入から説明いたします。

1 段目の款 03 国庫支出金、項 01 国庫負担金は、介護給付費の増に伴い、2,685 万 5,000 円の増額です。

2 段目の項 02 国庫補助金は、見込み交付率の見直し等により 1,513 万 1,000 円の減額であります。

3 段目の款 04 支払基金交付金、4 段目以降の款 05 県支出金につきましても、介護給付費、地域支援事業費の増に伴う交付金、負担金等の増額となっております。

6 ページをごらんください。

3 段目の款 06 繰入金、項 01 一般会計繰入金は、目 01 介護給付費繰入金が、こちらも給付費の増に伴い 567 万 4,000 円の増額、目 02 地域支援事業繰入金は、地域支援事業費の増に伴い 45 万 2,000 円の増額、合わせて 612 万 6,000 円の増額です。

4 段目の項 03 基金繰入金は、介護保険事業の財源充当として 221 万 5,000 円の増額です。

7 ページをごらんください。

1 段目の款 09 諸収入、項 01 雑入は、自立高齢者ニーズ調査の事業終了に伴う交付金の確定に伴い、142 万 1,000 円減額します。

続きまして、歳出の詳細について説明いたします。

8 ページをごらんください。

上段の款 02 保険給付費、項 01 保険給付費は、年度末に係る保険給付費の支出の精査により、4,741 万 2,000 円の増額であります。

下段の款 05 地域支援事業費、項 01 介護予防・日常生活支援総合事業費は、サービス給付費等の増額、自立高齢者ニーズ調査事業終了に伴う事業費の減額により、合わせて 361 万円の増額です。

以上で議案第 10 号 平成 29 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）、議案第 11 号 平成 29 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 12 号 平成 29 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）、計 3 件の補正予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### **議長（山田儀雄君）**

議案第 13 号 平成 29 年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第 3 号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 大鋸敏男君。

#### **上下水道課長（大鋸敏男君）**

それでは、議案第 13 号 平成 29 年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第 3 号）について御説明を申し上げます。

補正予算書つづりの黄緑色の表紙の裏、1 ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、年度末を迎え、事業費の確定や今後の収入・支出の事業費見込みが立ったことによりまして補正をするものでございます。

第 1 条で、予算総額に 585 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 億 9,430

万円とする旨規定しております。款項ごとの補正額につきましては、2ページに掲載の第1表歳入歳出予算補正によりますので、お目通しをお願いいたします。

第2条の繰越明許費は第2表で、第3条の地方債の補正につきましては第3表で説明させていただきます。

3ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費でございます。事業名は下水道整備事業で、5,100万円を翌年度へ繰り越すものでございます。井尻地区で施行しております上之郷地区面整備工事の国道開削による排水管理設工事におきまして、国道部分の占用工事申請手続や交通規制の手続に非常に時間を要しておりまして、年度内の事業完了は見込めないことから、予算繰り越しをさせていただくものでございます。

4ページをお願いいたします。

地方債の補正であります。起債の目的である公共下水道建設事業の事業費見込みにより、70万円を増額し、限度額を8,540万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

6ページをお願いいたします。

歳入の款02使用料及び手数料の目01下水道使用料は、現年度分使用料を464万9,000円、滞納整理によりまして滞納繰越分を50万3,000円増額するものでございます。

その下の款09町債、目01下水道事業債は、先ほど御説明申し上げたとおり、70万円の増額でございます。

1ページめくっていただきまして、7ページから歳出でございます。

款01下水道事業費、目01下水道維持管理費、節19負担金、補助及び交付金の流域維持管理負担金ですが、大庭台と西田地内で進めております長寿命化事業による不明水対策によりまして、排水量の減少が見込まれることから、568万9,000円の減額とするものでございます。

下の段へ移りまして、目01下水道建設費の節19負担金、補助及び交付金は、流域下水道事業建設負担金で59万4,000円の減額。節22補償、補填及び賠償金で、水道移転補償費を190万円減額とするものでございます。

その下、款02基金積立金は、下水道基金に920万円の積み立てをお願いするものでございます。

次の8ページ上段の款03公債費は、目01元金で、長期債元金を119万1,000円の減額。目02利子で、長期債利子を16万2,000円の増額とするものでございます。

最後に、収支見込みの調整としまして予備費を586万4,000円増額させていただいております。

次の9ページには、平成27年度末から29年度末までの地方債の残高及び残高見込みを掲載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議案第13号 平成29年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第3号）について説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

#### 議長（山田儀雄君）

これより条例関係等について行います。

議案第14号 御嵩町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号 御嵩町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 須田和男君。

#### 総務防災課長（須田和男君）

それでは、議案第14号、第15号、第24号について御説明申し上げます。

初めに、議案第14号 御嵩町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

議案つづりは6ページでございますが、資料にて説明させていただきますので、資料つづりの4ページ、こちらのほうもあわせてお開きいただきたいと思います。議案6ページ、資料4ページでございます。

資料のほう、改正の趣旨にありますとおり、行政手続法の一部改正により法律の条文に条ずれが生じていましたことから、町条例の一部を改正するものでございます。

資料つづりの5ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

現行欄を見ていただきますと、条例第1条で、この条例の根拠となる法律条項としまして、行政手続法第38条の趣旨にのっとり云々とうたっておりますが、平成18年4月1日施行の行政手続法の一部改正法によりまして、法律の中に第6章として意見公募手続等に関する8条の条文が追加されましたことにより、第38条が第46条まで繰り下がる、いわゆる条ずれがありました。本来、この法律改正に合わせ、条例の第1条の引用条項を改めるべきところでしたが、条例の改正漏れに気づかないまま今日に至ったもので、今回これを正す改正をお願いするものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行する旨附則で規定しております。

以上で議案第14号の説明を終わります。

続きまして、議案つづりの7ページ、議案第15号 御嵩町行政手続における特定の個人を

識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

こちら資料のほうで御説明しますので、資料つづり 6 ページと 7 ページの新旧対照表をあわせてごらんいただきたいと思います。

今回の条例改正の趣旨としましては、この条例の根拠となる行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の一部が改正されたことにより号ずれが生じたので、本町条例の条文中の法律の引用条項を改正するものでございます。

具体的には、7 ページのとおり、現行では、条例第 1 条において番号法「第 19 条第 9 号」を根拠として制定趣旨を規定しておりますが、この法第 19 条第 9 号の前に 1 号追加されたことにより、第 9 号が第 10 号に繰り下がりましたので、これに合わせ、条文中の引用条項を「第 19 条第 10 号」と改めるものでございます。

このほか、第 5 条及び別表中にも同様の条項がありますので改めておりますし、軽微な字句の修正も加えております。

なお、附則におきまして、この条例は公布の日から施行することを規定しております。

以上、簡単ですが、議案第 15 号の説明を終わります。

最後に、議案第 24 号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

議案その 2 の 1 ページと、こちら資料で御説明しますので、別表になりますが、資料その 2 の 1 ページをお願いいたします。

今回の条例改正の趣旨としましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が平成 30 年 2 月 7 日に公布され、4 月 1 日より施行されることに伴うものでございます。

改正の概要としましては、まず一般職の職員の給与に関する法律、いわゆる給与法が平成 28 年 11 月に改正されまして、29 年度以降の扶養手当の支給額が段階的に変更されることになりました。非常勤消防団員が公務により死亡や負傷をしたり疾病にかかる、またはこれが原因で障害の状態となった場合には損害補償がなされるわけですが、政令におきまして、その損害補償の算定の基礎となる額に第 1 号から第 6 号に掲げる扶養親族があった場合、政令においてその区分ごとに加算する額が定められております。この加算額及び加算の対象につきましては、先ほどの給与法に規定する扶養手当の額及び支給対象をもとに定められていることから、政令の改正を受けまして町条例の一部改正を行うものでございます。

概要欄の下 3 行、アンダーラインで示しているとおり、1 つ目として、第 1 号の扶養配偶者については月額「333 円」を「217 円」に引き下げること。2 つ目に、第 2 号に該当する扶養親族については「267 円」を「333 円」に引き上げること。また、改正前には、第 2 号に該当

する扶養親族のうち、非常勤消防団員に扶養する配偶者がいない場合は、そのうち1人については333円とする例外規定がありましたが、これが削除されまして、一律333円としております。3つ目として、第3号から第6号までの扶養親族については1人につき217円に変更はありませんが、こちらも改正前には、非常勤消防団員に扶養する配偶者及び第2号に該当する扶養親族がない場合は、そのうち1人については300円を加算する例外規定がありましたが、これが削除され、一律217円としております。

このほか、第2条中の消防法の準用条項の変更及び文言整理をさせていただいております。

2ページ、3ページの新旧対照表につきましては後ほどのお目通しをお願いしまして、議案その2の1ページにお目移しをお願いします。

附則におきまして、第1項で、この条例の施行日を平成30年4月1日としております。

第2項では、改正後の条例第5条第3項の規定は、施行日以降に支給すべき事由の生じたものについて適用して、施行日前に生じた事由については、従前の例による経過措置を規定しております。

以上で議案第14号、第15号、第24号の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

#### 議長（山田儀雄君）

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は午後1時からといたします。

午前11時53分 休憩

---

午後1時00分 再開

#### 議長（山田儀雄君）

休憩を解いて再開をいたします。

議案第16号 御嵩町各種委員等給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号 中濃地域農業共済事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、以上2件について、朗読を省略し、説明を求めます。

農林課長 可児英治君。

#### 農林課長（可児英治君）

それでは初めに、議案第16号 御嵩町各種委員等給与条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

議案つづりの8ページをごらんください。

今回の改正は、農業委員会委員の報酬について、会長、農業委員、農地利用最適化推進委員に対し、従来の月額に加え、それぞれ農業委員会が規則で定める額の能率給の支給を追加する

改正を行うものです。

詳細につきましては、資料つづりの 9 ページで御説明いたします。

改正趣旨としましては、農業委員会等に関する法律の一部改正が行われ、農地利用の最適化の推進に関する事務が農業委員会の必須事務に位置づけられたことを受け、農業委員会による農地利用の最適化に向けた積極的な活動推進のために制定された農地利用最適化交付金事業実施要綱の規定に基づき、実績に応じた報酬を定めるため、御嵩町各種委員等給与条例の一部を改正するものです。

改正内容としましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員が実施する農地利用の最適化に向けた積極的な活動に対し、従来の月額報酬に加え、それぞれ能率給の支給を追加するものです。

能率給の支給方法としましては、活動の実績アからオに応じ、県から交付を受けた農地利用最適化交付金を財源として、活動を実施した農業委員及び農地利用最適化推進委員に対し、能率給を支給するものです。

最後に、条例の施行日は平成 30 年 4 月 1 日と規定しております。

次の 10 ページには新旧対照表がありますので、後ほどお目通しください。

以上で議案第 16 号 御嵩町各種委員等給与条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

続きまして、議案第 23 号 中濃地域農業共済事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを御説明いたします。

議案つづりの 27 ページをごらんください。

今回、中濃地域農業共済事務組合の規約改正について、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては、資料つづりの 33 ページの新旧対照表で御説明いたします。

改正内容は、第 3 条にありますように、法律名が「農業災害補償法」から「農業保険法」に変更され、さらに共同処理する事務について、法改正により、現行の共済事業に加え、新たに農業経営収入保険事業が組み込まれたため、必要な改正を行うものです。

そのほか、第 13 条第 3 項では、法改正により発生した条ずれ、第 14 条では、事業名称の変更の対応をそれぞれ行います。

最後に、議案つづりの 27 ページにお戻りください。

附則で、規約の施行日を平成 30 年 4 月 1 日と規定しております。

以上で議案第 23 号 中濃地域農業共済事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する

協議についての説明を終わります。

2 議案まとめて御説明させていただきました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長（山田儀雄君）

議案第 17 号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 18 号 御嵩町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 19 号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 20 号 御嵩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について、以上 4 件について、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 日比野伸二君。

#### 保険長寿課長（日比野伸二君）

それでは、議案第 17 号、第 18 号、第 19 号、第 20 号について御説明いたします。

初めに、議案第 17 号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりは 9 ページ、資料つづりは 11 ページでございます。

内容につきましては資料つづりで説明いたしますので、資料つづりの 11 ページをごらんください。

四角く囲った枠内の改正趣旨をごらんください。

平成 27 年 5 月 29 日に成立した持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律第 4 条の規定により、国民健康保険法の一部が改正され、平成 30 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、改正を行うものでございます。

概要をごらんください。

国民健康保険法第 11 条に規定されております「国民健康保険運営協議会」が法改正により「国民健康保険事業の運営に関する協議会」という名前に変更されることとなります。したがって、現在使用している国民健康保険運営協議会の名称はそのまま使えなくなります。しかし、御嵩町においては、これまで国民健康保険運営協議会の名称のもとで協議会を行ってきた経緯、また名称変更に伴う混乱を避ける、そういったことから、法第 11 条に基づく協議会として条例において国民健康保険運営協議会の設置規定を設け、名称を定義し直すものであります。

施行日は平成 30 年 4 月 1 日、経過措置は特にありません。

資料 12 ページから 14 ページまでにつきましては、新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しいただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第 18 号 御嵩町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりは 10 ページ、資料つづりは 15 ページでございます。

内容につきましては資料つづりで説明いたしますので、資料つづりの 15 ページをごらんください。

四角く囲った枠内の改正趣旨をごらんください。

今回の改正は、国民健康保険と同じく、平成 27 年 5 月 29 日に成立した持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、高齢者の医療の確保に関する法律が改正されることに伴うものです。

被保険者が住所地以外の施設に転出を伴って入所する場合、施設のある市町村の負担が大きくなることから、転出元の市町村が保険者になるという制度を住所地特例と言います。今までは、住所地特例を受けている国民健康保険の被保険者の方が新たに後期高齢者医療の被保険者となった場合、国民健康保険での住所地特例は引き継がれませんでした。今回の改正により、新たに後期高齢者医療に移行した際に、国民健康保険の住所地特例を受けている場合には、そのまま住所地特例を引き継ぐことになります。

施行日は平成 30 年 4 月 1 日、経過措置は特にございません。

資料 16 ページから 17 ページまでについては、新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しいただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第 19 号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりは 11 ページ、資料つづりは 18 ページでございます。

内容につきましては資料つづりで説明いたしますので、資料つづりの 18 ページをごらんください。

四角く囲った枠内の改正趣旨をごらんください。

今回の改正は、平成 30 年度から 3 年間で計画とする第 7 期介護保険事業計画の策定に伴い、保険料基準月額を改定することに伴います各段階別の保険料額の変更となります。

概要をごらんください。

保険料基準月額につきましては、現行「5,300 円」であります。第 7 期では「5,800 円」といたしました。基準月額から各段階に割合を掛けて年額を算出しておりますので、お目通しください。

もう一点が保険料の軽減に係る附則の改正として、低所得者への配慮を行うため、第 1 段階

の基準額に対する割合を「0.5」から「0.45」とすることを定めております。

施行日は、公布の日といたします。ただし、第3条及び附則第6条の改定規定については、平成30年4月1日から施行いたします。経過措置として、平成29年度以前までの保険料は、従前の例によります。

資料19ページから25ページまでについては、新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しいただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第20号 御嵩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について御説明いたします。

議案つづりは13ページ、資料つづりは26ページでございます。

内容につきましては資料つづりで説明いたしますので、資料つづりの26ページをごらんください。

四角く囲った枠内の制定趣旨をごらんください。

介護保険法の一部が改正されたことに伴い、平成30年4月1日から居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市町村へ移譲されることに伴い、居宅介護支援事業所の指定、指導、監査等を実施するために基準が必要になるため、新たに本条例を制定いたします。

概要をごらんください。

居宅介護支援事業所とは、要支援・要介護の認定を受けている方のサービス計画を作成する事業所で、概要にもありますように4つの事業所があります。居宅介護支援事業所の管理運営、指導などは現在県で行われていますが、来年度より権限移譲され、町で行っていくこととなります。そのための条例制定となっております。

条例の細かな内容については、議案つづり13ページから24ページの制定文を後ほどお目通しいただきますよう、よろしく願いいたします。

施行日は平成30年4月1日、なお、訪問介護を数回以上行う場合の町への報告義務につきましては、平成30年10月1日となっております。

以上で説明を終わります。

以上で議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、以上4件の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

#### 議長（山田儀雄君）

議案第21号 御嵩町一般廃棄物埋立処分場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

住民環境課長 若尾宗久君。

## 住民環境課長（若尾宗久君）

それでは、議案第 21 号 御嵩町一般廃棄物埋立処分場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりは 25 ページ、資料は 27 ページから 29 ページにかけてであります。資料の 27 ページ、改正する条例の概要と、28 ページからの新旧対照表をあわせてごらんください。

囲いの中の改正の趣旨としまして、町内に 2 カ所ある一般廃棄物埋立処分場のうち、御嵩町小和沢 7399 番地 19 にある処分場について、平成 29 年 10 月 26 日付で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条第 5 項の規定による岐阜県知事の廃止の確認を受けました。また、平成 29 年 12 月 22 日付岐阜県告示第 557 号により、廃止済み一般廃棄物最終処分場に係る指定区域に指定されました。よって、御嵩町の一般廃棄物埋立処分場の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。

続きまして、改正点につきまして御説明いたします。

概要の 1、第 1 条の目的規定を設置規定に改正するものであります。公の施設の設置に係る条例につきましては、本来、目的規定等は置かず、設置規定を置くのが一般的であることから改正を行うものです。

28 ページの新旧対照表の改正案にあります、設置としまして「第 1 条 住民から排出される一般廃棄物のうち不燃焼物の埋立処分を行い、生活環境の保全、公衆衛生の向上等の町内の環境美化を図るため、御嵩町一般廃棄物埋立処分場を設置する。」に改めます。

続きまして概要の 2、第 2 条の改正でございます。御嵩町一般廃棄物埋立処分場（御嵩町小和沢 7399 番地 19）の廃止に伴い、現行の「御嵩町南山一般廃棄物埋立処分場」の名称を「御嵩町一般廃棄物埋立処分場」に改めるとともに、現行の御嵩町一般廃棄物埋立処分場に係る規定を削ります。

概要の 3、第 3 条から第 6 条までの条中、語句の改正、追加を行うもので、議案と新旧対照表を後ほどお目通しください。

なお、附則としまして、公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

## 議長（山田儀雄君）

議案第 22 号 御嵩町小口融資条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

まちづくり課長 山田敏寛君。

## 環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（山田敏寛君）

それでは、議案第 22 号 御嵩町小口融資条例の一部を改正する条例の制定について御説明

いたします。

議案つづりは 26 ページになりますが、改正の内容につきまして資料で説明いたしますので、資料つづり 30 ページをあわせてお開きください。

改正趣旨としましては、中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律第 1 条の規定により、中小企業信用保険法の一部が改正され、平成 30 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

概要につきましては、1 つ目に、法改正により連帯保証人の取り扱いについて、岐阜県信用保証協会が認めた場合には連帯保証人を要する必要がなくなったため、関係する第 4 条第 4 号及び第 7 条第 7 号を改正するものであります。

2 つ目に、融資に係る貸付限度額を「1,250 万円」から「2,000 万円」に拡充のため、第 7 条第 1 号を改正するものであります。

3 つ目に、法改正に伴う岐阜県信用保証協会の要綱改正に合わせ、貸付期間の上限について「96 月（8 年）」を「120 月（10 年）」に延長するため、第 7 条第 4 号を改正するものであります。

施行日は、平成 30 年 4 月 1 日であります。

次の 31 ページと 32 ページに新旧対照表を掲載しておりますので、お目通しください。

以上で議案第 22 号 御嵩町小口融資条例の一部を改正する条例の制定について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

**議長（山田儀雄君）**

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は午後 1 時 40 分とします。

午後 1 時 25 分 休憩

---

午後 1 時 40 分 再開

**議長（山田儀雄君）**

休憩を解いて再開をいたします。

---

### 議案の審議及び採決

**議長（山田儀雄君）**

日程第 6、議案の審議及び採決を行います。

議案第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここで事務局に答申案を配付させます。

〔答申案配付〕

議案第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて採決を行います。

お諮りします。本件に対する議会の意見につきましては、ただいまお手元に配付しましたとおり、全員適任とする答申としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、お手元に配付しました意見のとおり答申することに決定をいたしました。

---

#### 議長（山田儀雄君）

続きまして、議案第9号 平成29年度御嵩町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 高山由行君。

#### 5番（高山由行君）

補正予算書の15ページ中段の指定寄附金の1,500万円減ということです。協議会のほうでもう少し詳しく聞けばよかったです、本会議のほうで少し確認したいと思います。

まず指定寄附金の指定先の5点ですかね、5つある中で、今までありました金額の振り分けを少しお伺いしたいと思います。

それともう一点、やはり昨年度はふるさとチョイスにして、12月の税の申告前には多数の応援寄附金があつて、補正を二度三度としまして、ああ、ふえたなという感触がありました、ことは1,500万円の減と。2,000万円程度の寄附金であったということです、それはそれとして補正をかけるのは当然ではございますが、御嵩町はこれから願興寺の件でも指定寄附金で何とか事業者の負担を御嵩町民で和らげるという視点から、ふやしていきたいなという思いから聞きますが、これからの指定寄附金の啓発その他、考え方を少しお伺いしたいと思います。その2点、よろしくお願ひします。

#### 議長（山田儀雄君）

税務課長 中村治彦君。

**税務課長（中村治彦君）**

それでは、高山議員の2点の質問に対してお答えしたいと思います。

まず第1点でございますが、指定寄附金につきましては4つの項目について寄附をいただいております。2月末現在の状況でございますが、まだこれからも徐々に入ってきてはおりますので、最終的な報告は決算のときというふうになりますけれども、今現在1,470万円ほど、1,500万弱ですね、入ってきております。

その中で割り振りとしたしましては、文化財の保護及び保存につきましては約40%、590万円ほど御寄附をいただいております。そのほか羅列して申し上げますと、順に、将来を担う子供たちの健全育成につきましては21.5%、318万円ほど、高齢者等の福祉向上につきましては83万円で5.6%ほど、地球温暖化防止につきましては93万円、6.3%ほどというふうになっております。残りにつきましては390万円ほどですが、指定なしというような格好で御寄附をいただいております。

3月までまだあと2カ月弱ございますけれども、その間も御寄附をいただいておりますので、ここで御報告をさせていただきます。

2点目につきましては、これからの啓発、増収対策でございます。先日の協議会でも一部触れさせていただいておりますけれども、今後につきましては、若手職員で構成しておりますプロジェクトチームを活用しつつ、今現在模索中ではございますが、まちづくり会社のほうができたということもありまして、まちづくり関連の部署とも連携しながら、御嵩町を外部にアピールしつつ寄附を募っていくと。その中で、願興寺さん、文化財保護のほうもあわせて啓発できればというふうに考えております。

先日の協議会のほうで説明させていただいた点と重複しますけれども、答弁についてはこういうふうにさせていただきたいと思っております。以上でございます。

**議長（山田儀雄君）**

そのほか質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第9号 平成29年度御嵩町一般会計補正予算（第6号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

**議長（山田儀雄君）**

議案第10号 平成29年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第10号 平成29年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

**議長（山田儀雄君）**

議案第11号 平成29年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 11 号 平成 29 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議長（山田儀雄君）

議案第 12 号 平成 29 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 12 号 平成 29 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議長（山田儀雄君）

議案第 13 号 平成 29 年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 13 号 平成 29 年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第 3 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

---

### 散会の宣告

議長（山田儀雄君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は 3 月 7 日午前 9 時より開会しますので、よろしく願いをいたします。

これにて散会をいたします。御苦労さまでした。

午後 1 時 51 分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長            山   田   儀   雄

署 名 議 員            岡   本   隆   子

署 名 議 員            谷   口   鈴   男